

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」 に向けた行動計画

平成 30 年 3 月

健康局

目 次

第1	行動計画の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1	大阪市での犬猫の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	「理由なき殺処分ゼロ」について・・・・・・・・・・	P 2
3	対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
第2	大阪市での犬猫の収容状況・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
1	犬の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2	猫の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3	課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
第3	「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組み・・	P 6
1	犬猫の殺処分数の削減に向けて・・・・・・・・・・	P 6
2	犬猫の収容を未然に防ぐために・・・・・・・・・・	P 6
3	さまざまな活動主体と協働した取組み・・・・・・・・	P 7
第4	具体の取組みにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
1	基本的な枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
2	取組内容及び進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
3	基本的枠組みの取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
	「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート	P 14

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画

第 1 行動計画の背景と目的

1 大阪市での犬猫の現状

本市では、迷子になって保護された犬猫や、飼い主から引き取った犬猫などについて、元の飼い主への返還や、新たな飼い主への譲渡を実施している。飼い主から引取りの相談があった際には、安易に引き取るのではなく、飼い主責任として、飼い主が一生涯面倒を見るという終生飼養や不幸な命を増やさないための不妊去勢手術の実施などの適正飼養について啓発指導を行い、飼養を継続できないか再確認している。そのうえで、自身で継続飼養できない場合には、新たな譲渡先を探す努力を行うよう指導しているところである。

引き取った犬猫については、可能な限り生存の機会が与えられるよう、譲渡適性があると判断した場合は、ホームページで譲渡対象情報の公開、譲渡事業（ワンニャン教室）での個人譲渡、譲渡を斡旋する団体（以下、「譲渡登録団体」という。）への譲渡を実施しており、結果、本市での犬猫の殺処分数は、平成元年度の 9,631 匹から平成 28 年度は 1,248 匹となり、約 87%減少している。また、殺処分となっているのは、治る見込みのないケガや病気がある場合や、咬み癖がある、凶暴な性格など、譲渡適性がないと判断された犬猫となっている。

本市での殺処分は減少してきているが、政令指定都市の平均と比較するとまだまだ多い状況である。なお、本市の統計データにおける殺処分数には、大きなケガを負っていたり、病気などを持った状態で収容され、治療の甲斐なく亡くなった犬猫も含んでいる。本市では、犬と猫の殺処分数を削減させるためには、引取り数のさらなる削減と返還譲渡率の向上が重要であると考えており、殺処分数は年々減少してきていることから、この流れを止めることなく、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、取組みを進めていく。

大阪市での殺処分数経年変化と政令指定都市平均との比較（犬猫合計）



2 「理由なき殺処分ゼロ」について

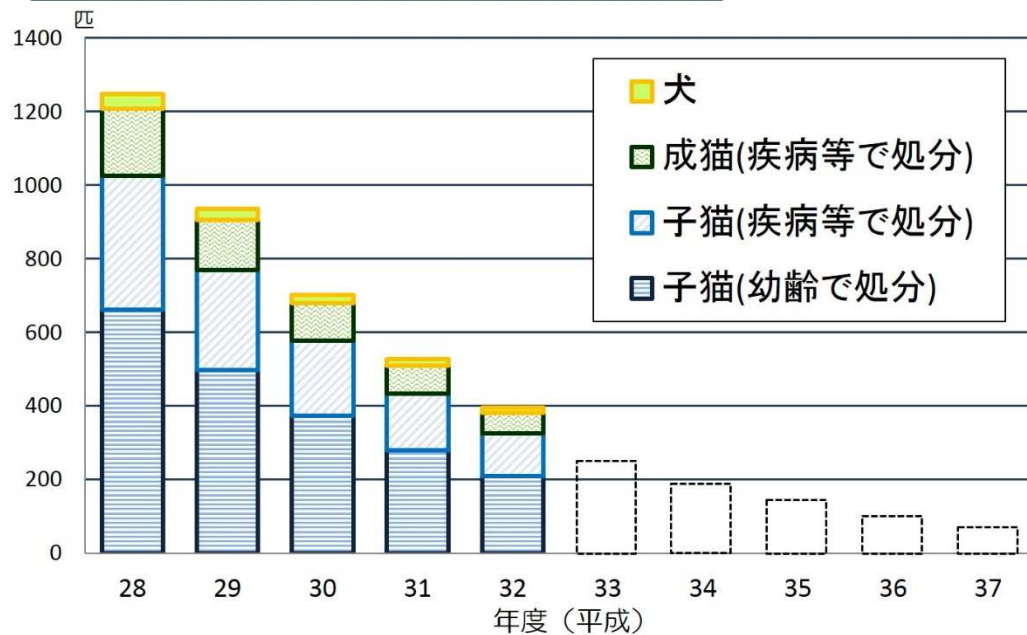
本来、殺処分を行う犬猫の数はゼロになることが望ましい。しかしながら、現状においては、治療しても生存が望めず、苦痛を長引かせてしまうなど、どうしても安楽死処分とすることがやむを得ない場合も存在している。また、「殺処分ゼロ」をやみくもに求めるが故、ともすれば譲渡登録団体への押し付けになってしまうことも想定されることから、単なる殺処分ゼロというキャッチフレーズだけを訴えることではなく、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を目標に取り組を進めていくこととする。

3 対象期間

平成 29 年度から本市が誘致を行っている日本万国博覧会の開催年（2025 年）までを目標に取り組む。

ただし、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正等により、本市動物愛護管理行政を取り巻く状況に著しい変化が生じた場合は、必要に応じて、対象期間を見直すこととする。

今後の殺処分数削減の推移（イメージ）



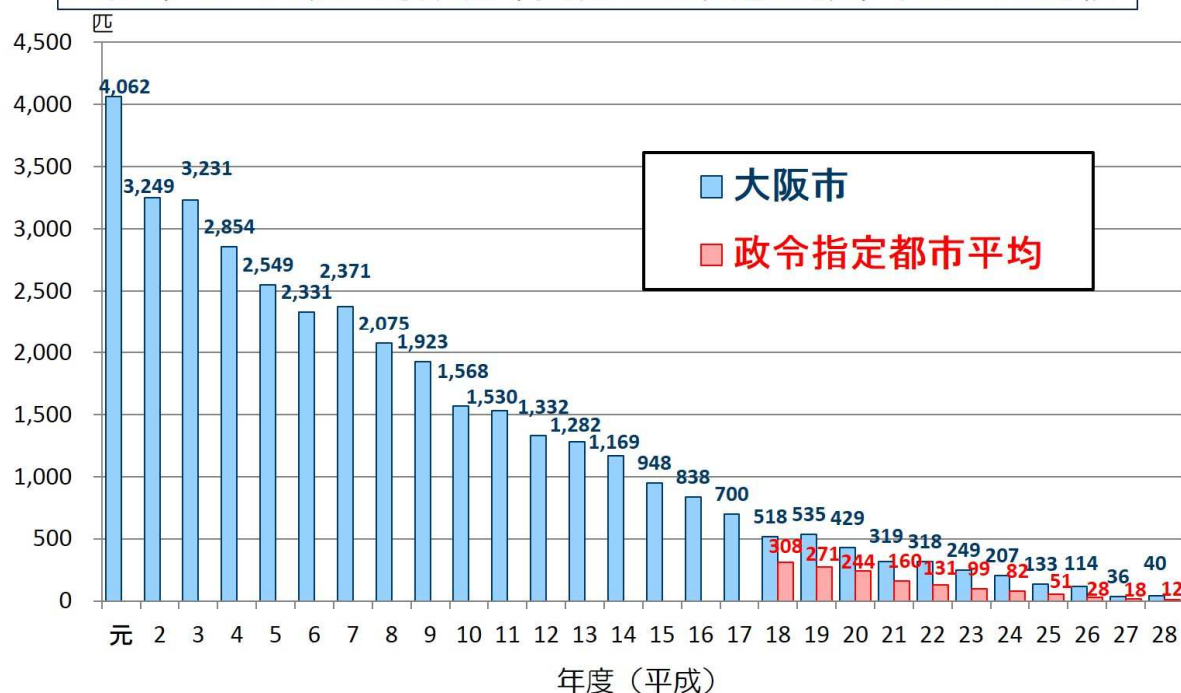
※削減率は前年度比 25%を目標とし、3年後に見直す。

第2 大阪市での犬猫の収容状況

1 犬の状況

収容される犬については、飼い主からの引取りや警察等で保護された迷子の犬のほか、野犬など狂犬病予防法等に基づいて捕獲された犬がいる。市内にいる野犬などの所有者不明の犬については減少しており、飼い主からの引取りについては、飼い主責任として、終生飼養や不妊去勢手術の実施などの適正飼養について啓発指導するほか、飼い主自ら新たな譲渡先を探す努力をするよう指導している。その結果、犬の殺処分数は平成元年度の4,062匹から平成28年度の40匹（大きなケガや病気により治療の甲斐なく亡くなった数（平成28年度：15匹）を含む）まで減少している。以前の犬の引取り数及び殺処分数については、いずれも本市が政令指定都市の平均を大きく上回っていたが、現在は同程度という状況になっている。

大阪市での犬殺処分数経年変化と政令指定都市平均との比較

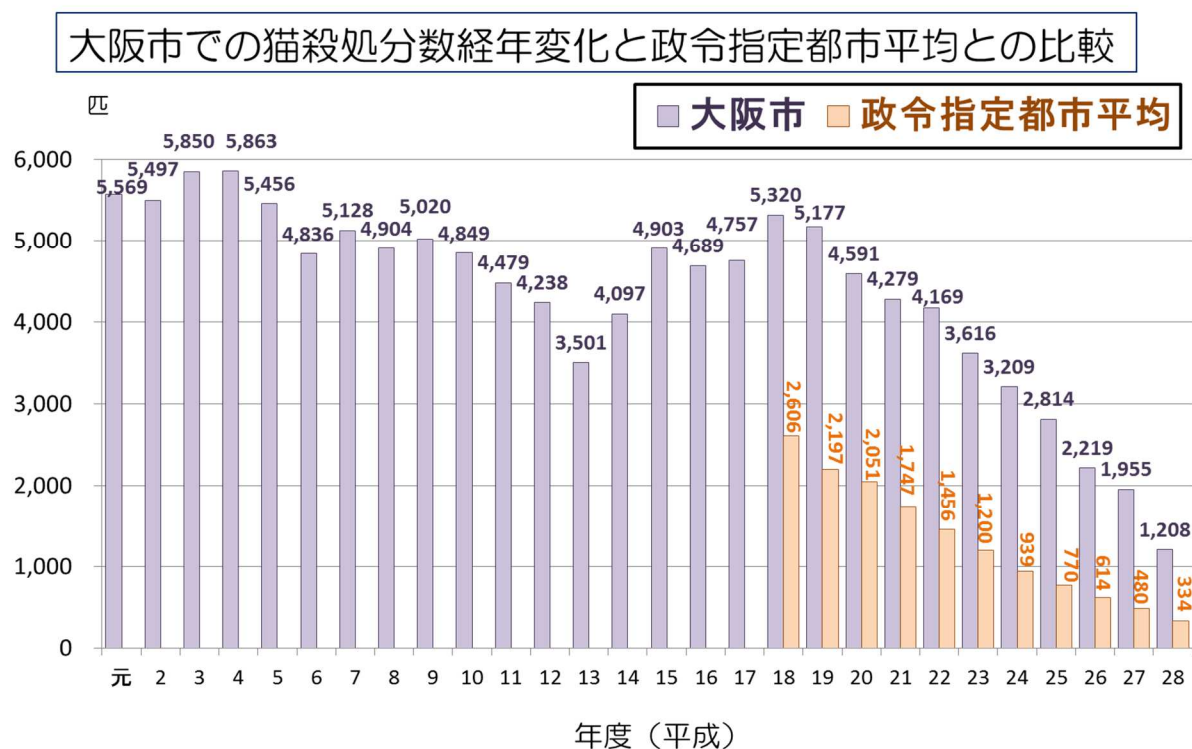


2 猫の状況

猫については捕獲を行っておらず、収容される猫は、猫の飼い主からの引取りのほか、母猫とはぐれてしまって自活できない子猫、警察等で保護された迷子の猫や公共の場所等で負傷していると通報のあった猫といった飼主不明の猫である。飼い主からの引取りについては、犬と同じように、飼い主責任として、終生飼養や不妊去勢手術の実施などの適正飼養についての啓発指導や、飼い主自ら新たな譲渡先を探す努力をするよう指導している。

飼主不明の猫については、その多くが母猫とはぐれてしまい自力では生活できない離乳前の子猫であり、この対策のため、平成22年度より「所有者不明猫適正管理推進事業」を実施しているところである。この事業は、地域住民の合意のもと、所有者不明猫の不妊去勢手術を行い、予め地域で定めたルール（餌やりの時間や後片付け、糞掃除、苦情対応等）に従い、住民が主体となって適正管理することにより、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減と所有者不明猫の引取り数の減少を目的としたものである。所有者不明猫適正管理推進事業の効果もあり、猫の殺処分数は、最も多かった平成4年度の5,863匹から平成28年度は

1,208匹（大きなケガや病気により治療の甲斐なく亡くなった数（平成28年度：69匹）を含む）となり、約80%減少している。しかしながら、政令指定都市の平均と比べると、依然として多い状況である。



3 課題

本市では、これまで、大阪府動物愛護推進計画に基づき、平成35年度を目途に犬猫の引取り数の削減及び返還譲渡率の向上に取り組んできたが、本行動計画の対象期間中に「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成するためには、これまでの取組みを一層推進していくとともに、その中で明らかとなった新たな課題についても迅速に対応していく必要がある。

また、本行動計画を円滑に推進するためには、行政の活動だけでは限界があるため、新たに地域や愛護団体、関係団体、事業者、市民など、さまざまな活動主体と連携・協働できる体制の構築にも取り組んでいく必要がある。

第3 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組み

1 犬猫の殺処分数の削減に向けて

殺処分数を削減するためには、引取り数の削減と返還・譲渡の促進を図っていく必要がある。

収容される犬の内訳は、野犬などの所有者不明の犬と飼い主から引き取られる犬がほぼ同率の推移で減少してきており、殺処分される犬の内訳は、治る見込みのない病気やケガがある場合や、咬み癖がある、凶暴な性格など、譲渡適性がないと判断された犬が大半を占めている。そのため、犬の殺処分数の削減に向けては、野犬対策及び所有者明示や終生飼養等の適正飼養に関する啓発の徹底と返還・譲渡の促進に取り組む。

収容される猫及び殺処分される猫の内訳は、母猫とはぐれてしまい自力では生活できない所有者不明の子猫が大半を占めている。猫の殺処分数を削減させるため、事業開始以降、一定の成果を出している「所有者不明猫適正管理推進事業」を拡充することが重要であり、より利用しやすく効果的な事業となるよう、必要に応じて見直しを行う。また、所有者明示等の適正飼養啓発の徹底、哺乳期の子猫を対象とした譲渡事業などの返還・譲渡の促進にも取り組む。

また、これらの取組みを積極的に推進していくため、現在募っている「動物愛護関連事業寄附金」をより効率的かつ柔軟に運用できる仕組みが必要であることから、「大阪市動物愛護管理施策推進基金（仮称）」の設立を図る。

2 犬猫の収容を未然に防ぐために

これまでの取組みの中で、殺処分数を削減するためには、収容された犬猫に対する対策のみでなく、市民全体の動物愛護に関する意識・関心を高揚させ、収容を未然に防ぐための予防策が必要であることが明らかになっている。

市民の意識・関心を高めるためには、積極的かつ継続的な情報発信が重要である。ホームページやSNSなどICTを活用し、動物愛護関連情報を発信するとともに、そのような情報を受け取りにくい方に向けてリーフレットを作成・配布するなど、

受け手に則したさまざまな手法を用いて、効果的な情報発信に努める。

特に、将来の社会を担う子どもに向けては、動物愛護精神、とりわけ「いのちの大切さ」を学ぶ機会を充実させる必要がある。おおさかワンニャンセンター（大阪市動物管理センター）で実施し、好評を得ている子どもを対象にしたふれあい事業や市内の小学生を対象にした出前講座（命の時間）について、開催場所を拡大するとともに実施回数を増加させることで、子どもたちの学習機会の充実に取り組む。

さらに、教育委員会事務局等とも連携し、学校教育の場でも動物愛護に関する教育を行える体制の構築を図る。

また、近年社会問題にもなっている多頭飼育崩壊や災害発生時におけるペットとの同行避難については、不妊去勢手術等の適正飼養に関する啓発や災害に対する平常時からの備え等についての啓発を徹底して実施するとともに、関係所属や関係団体等と連携し、多頭飼育崩壊を未然に防ぐ体制や避難所におけるペットの受け入れ体制の構築に取り組む。

3 さまざまな活動主体と協働した取組み

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するためには、職員のスキルアップや関係所属との連携強化等による組織力の向上が必要である。

一方で、本行動計画を円滑に推進するためには、行政の活動だけでは限界があるため、地域や愛護団体、関係団体、事業者、市民など、さまざまな活動主体との連携・協働が必要である。活動拠点の整備や動物愛護推進員制度の再構築等、あらゆる可能性を模索し、さまざまな活動主体と連携・協働できる体制の構築に取り組む。

第4 具体の取組みにあたって

1 基本的な枠組み

前記、第3の取組みについては、次の枠組みで進めていくこととする。

1. 犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた

大阪モデルの実現

2. 犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化
3. 犬猫の適正飼養の推進
4. 動物愛護教育の充実
5. 動物愛護に関する広報の充実
6. 動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築
7. 動物愛護関連施設の設置
8. ペットにかかる災害時対策
9. 動物愛護関連事業寄附金の活用
10. 動物愛護推進員制度の再構築
11. 市営住宅敷地内における猫対策
12. おおさかワンニャンセンターの機能向上

2 取組内容及び進捗管理

各枠組みにおける具体の取組内容と取組方針については以下のとおりとし、各取組みの年度計画及び進捗管理については、別紙「個別項目進捗管理シート」により行う。

「個別項目進捗管理シート」については、健康局において四半期ごとにとりまとめるとともに、毎年度、大阪市動物愛護推進会議への報告を行い、適切に管理していくこととする。

3 基本的枠組みの取組方針

(上段：取組内容、下段：取組方針)

1	犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現
	犬猫の収容及び殺処分の状況を分析し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業に活用する。また、犬猫の現状を毎年度公表し、現在誘致を行っている

2025 年日本万国博覧会までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現する。	
2	犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化 (1) 野犬対策の徹底 (2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立 (3) 犬猫の譲渡の促進
(1) おおさかワンニャンセンターと生活衛生監視事務所、区役所が連携して実施している野犬等の捕獲について、これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、新たな手法の検討を進め、より迅速で確実な野犬等の捕獲を実施していく。 (2) 平成 28 年度に収容された猫 1,515 匹のうち、およそ 1,300 匹が子猫であり、そのうち譲渡対象である子猫（生後 3 から 4 週令以上の哺乳期猫で目ヤニや流涎等の感染症の兆候がなく快活であり、おおさかワンニャンセンター所長が引渡し可能と判断したもの）は僅か 58 匹であった。収容した子猫の対策として、平成 27 年度から譲渡登録団体の協力のもと、試験的に実施している哺乳期猫譲渡推進事業について、制度を構築し、本格的に実施していく。 (3) 犬猫の譲渡会について、譲渡希望者が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やすとともに、あらゆる媒体を活用して、譲渡対象情報の周知に努める。また、咬み癖等があり、譲渡対象基準に満たない犬について、譲渡に向けたトレーニング方法について検討のうえ、実施していく。	
3	犬猫の適正飼養の推進 (1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討 (2) 猫の登録努力義務化の検討
(1) マイクロチップ装着による個体識別は、迷子になった動物の所有者発見を容易にするだけでなく、所有者責任の所在を明確にし、動物の遺棄防止に役立つことから、環境省も所有者明示の一方法として推奨している。本市においても、各区保健福祉センターにリーフレットを配置するとともに、各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施するなど、マイクロチップの普及に	

	努めており、今後も継続して取組みを進めていく。また、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していく。 (2) 飼い猫（外猫、家猫）については、飼養者に所有者明示措置を実施するよう、イベント時に迷子札を配布する等の啓発を行っている。今後も、あらゆる機会や媒体を通じて広報を行い、所有者明示を推奨していく。また、飼い猫については、飼い犬のように法令（狂犬病予防法）に基づく登録義務はないが、国や他都市等の状況を注視し、登録の可否について検討していく。
4	動物愛護教育の充実 (1) 命の大切さを学ぶ機会の増加 (2) 飼育体験の充実 (3) ふれあい事業の拡充 (4) 既飼養者への適正飼養啓発事業の推進
	(1) 子どもたちが動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、平成 25 年度より 6 区の一部小学校において「命の時間」講座を実施している。当該講座について、実施区及び校数の拡大を図るとともに、より広域での実施に向け、マニュアル（教育読本）を作成し、配布する。 (2) 児童生徒が動物の命の尊さや大切さに気付き、動物の適正飼養及び終生飼養を理解できるようにするために、教育活動の中での体験的な活動の充実を図る。 (3) ふれあい事業については、犬とのふれ合いを通じた生き物に対する正しい接し方の啓発及び動物愛護精神の涵養を目的に、おおさかワンニャンセンターで実施している。当該事業をさらに周知するため広報を充実させるとともに、より多くの方が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やす。また、H29 年度におおさかワンニャンセンターにて猫舎を新設することから、猫舎を活用した猫とのふれあい事業も実施していく。

	(4) 飼育希望者に対しては、おおさかワンニャンセンターにおいて譲渡前に「飼い方相談会」や「しつけ方教室」を実施している。既飼育者に対する適正飼養の啓発に向け、既存の「しつけ方教室」の既飼養者への実施を含め、効果的な手段について検討・実施していく。
5	動物愛護に関する広報の充実 (1) 広報活動の強化 (2) 「ロゴマーク」の作成・活用
	(1) 各種取組みを効果的に展開していくため、犬猫の現状と取組み内容を広く周知する必要がある。HPや広報紙、SNS（フェイスブック・ツイッター）等、あらゆる媒体を活用して計画的かつ効果的な広報に努める。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者に向けて、突然のトラブルでも慌てることのないよう、広報の充実を図る。 (2) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成し、広く市民や民間団体等の使用に供することで、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを市民の共通認識として広げていくとともに、動物愛護と適正飼養の周知に努める。
6	動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築 (1) 動物関係（多頭飼育崩壊等）の相談に対する連携体制の構築 (2) 所有者不明猫対策事業（街ねこ事業、公園猫事業）の再構築
	(1) 動物相談室及び各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築する。 (2) 所有者不明猫適正管理推進事業については、平成 22 年度の事業開始から 7 年以上が経過しており、他都市調査及び事業実施者等へのアンケートなどを踏まえ、より効果的で利用しやすい制度に再構築する。公園猫適正管理推進サポーター制度については、平成 23 年度の事業開始以降、都度見直しを行っており、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。

臨港緑地等については、区役所等と連携して、啓発活動を通じたマナー意識の向上等に取り組む。	
7	動物愛護関連施設の設置
犬猫の引取り数の削減及び譲渡の促進を図るため、譲渡会や動物愛護関連イベントのほか、民間団体等が活動（ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等）できる施設の設置について、本市未利用施設の活用と併せて検討していく。また、先行事例であるドイツのティアハイムについて、調査・研究を行っていく。	
8	ペットにかかる災害時対策 (1) ペットとの避難対策の構築 (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築
(1) 災害時の対応としては、基本的には「自助」であり、ペットに関する支援を受けることが困難になると想定されるため、飼い主自身が普段から餌やケア用品を備蓄しておくことに加え、他の被災者とトラブルにならないよう、ペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。 また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持っている人と共同生活を送ることとなるため、ルールを決めておくことが重要であることから、避難所を運営する避難所運営委員会等で協議できるよう、関係所属で連携して取り組むこととする。 (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制について構築する。	
9	動物愛護関連事業寄附金の活用
動物愛護関連事業寄附金については、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みに活用することを明確にし、広報活動の充実に努めるとともに、動物愛護関連事業寄附金を活用した事業展開が計画的かつ効率的に実施できる方策について、検討・実施していく。また、新たな事業実施や事業拡大にあたっては、当該計画段階において、必要に応じて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても検討する。	

10	動物愛護推進員制度の再構築
大阪市動物愛護推進員については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、平成 15 年度に設置している。「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するにあたって、地域における動物愛護の熱意と見識を有する推進員の経験・知識が非常に有用であることから、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行う。	
11	市営住宅敷地内における猫対策
動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切な餌やりにより周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。	
12	おおさかワンニャンセンターの機能向上
「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する業務を担うおおさかワンニャンセンターについては、庁舎建築以降相当年数が経過していることから、設備の老朽化が著しく、多数の不良箇所がある。設備の破損は、人的被害や施設機能停止、収容動物の逸走に繋がる恐れがあるとともに、動物愛護の観点からも必要な改修を計画・実行していく。また、おおさかワンニャンセンターの施設位置が分かりにくいこと、単に殺処分を行う場所との誤ったイメージを払拭しうる取組みを実施していく。	

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目1: 犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現
 <<関係所属:健康局>>

取組方針

犬猫の収容及び殺処分の状況进行分析し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業に活用する。また、犬猫の現状を毎年度公表し、「2025年大阪・関西万博」までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現する。

H29年度からR6年度の取組み

殺処分数の多くを占める猫について、引取り及び苦情があった地域を町単位で集計・分析し、所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)等、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業の啓発重点地域を特定し効果的・効率的な実施の検討に活用するとともに、多頭飼育状況についても情報収集を行い、周知を行うことにより適正飼養の啓発に努めた。

・犬猫の収容数及び殺処分数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	収容数	129	111	76	63	46	29	42	34
	殺処分数	46	20	4	5	5	6	9	15
猫	収容数	1,269	970	833	714	498	334	360	266
	殺処分数	997	752	520	401	260	179	197	150
合計	収容数	1,398	1,081	909	777	544	363	402	300
	殺処分数	1,043	772	524	406	265	185	206	165
殺処分削減率		—	26.0%	32.1%	22.5%	34.7%	30.2%	-11.4%	19.9%

・犬猫の苦情件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	1,632	1,889	2,148	1,347	1,166	1,102	1,080	1,344
猫	2,717	2,495	2,559	2,386	2,002	1,764	1,565	1,389

・街ねこ事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施地域数※	109	125	155	170	129	120	99	105
実施匹数	601	551	763	757	630	728	500	454

※手術実施の対象地域数

R7年度の取組み

引き続き猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計・分析するとともに、各区ごとの街ねこ事業の実施結果についても各区に周知し、各種事業に活用する。また、引き続き多頭飼育状況についても情報収集を行い、各区への周知を行うことで、適正飼養の啓発に努める。

引取りを求める飼い主に対して引取りを求めるに至った経緯を詳細に聴き取り、課題を抽出して問題点を分析し、今後の施策検討につなげる。

多頭飼育崩壊を未然に防ぐ目的として、一定の要件を満たす飼い主に対する飼い猫の不妊去勢手術助成事業を実施する。また、これまでの実施結果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行う。

R8年度以降の取組み

引き続き猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計・分析するとともに、各区ごとの街ねこ事業の実施結果についても各区に周知し、各種事業に活用する。また、引き続き多頭飼育状況についても情報収集を行い、各区への周知を行うことで、適正飼養の啓発に努める。

多頭飼育崩壊を未然に防ぐ目的として、一定の要件を満たす飼い主に対する飼い猫の不妊去勢手術助成事業を実施する。また、これまでの実施結果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行う。

これまでの具体的な取組み

<平成29年度>

【H29.4】「大阪市での犬猫の現状について」をHPにて公開

【H29.6】総務担当課長会議において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる経過説明及び協力要請

【H30.3】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画策定

<平成30年度>

【H30.5】平成29年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【H30.8】各区に、平成29年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果と、街ねこ事業の広報資料及びQ&A改定版を提供

【H30.12、H31.3】動物愛護推進会議及び動物愛護推進員研修において行動計画の進捗状況を報告

<令和元年度>

【R1.5】平成30年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R1.6】平成30年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R1.7】各区に、平成30年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R1.12】動物愛護推進会議において行動計画の進捗状況を報告

<令和2年度>

【R2.6】令和元年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R2.6】令和元年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R2.7】各区に、令和元年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R2.12】動物愛護推進会議及び動物愛護推進員研修(研修は書面開催)において行動計画の進捗状況を報告

<令和3年度>

【R3.6】令和2年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R3.7】令和2年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R3.7】各区に、令和2年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R3.12、R4.3】動物愛護推進会議(書面開催)及び動物愛護推進員研修(書面開催、一部動画視聴)において行動計画の進捗状況を報告

<令和4年度>

【R4.6】令和3年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R4.7】令和3年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R4.7】各区に、令和3年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R5.2、R5.3】動物愛護推進員研修及び動物愛護推進会議において行動計画の進捗状況を報告

<令和5年度>

【R5.6】令和4年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R5.7】令和4年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R5.7】各区に、令和4年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

<令和6年度>

【R6.5】令和5年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R6.6】令和5年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R6.6】各区に、令和5年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R7.1】動物愛護推進会議及び動物愛護推進員研修において行動計画の進捗状況を報告

<令和7年度>

【R7.5】令和6年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R7.6】令和6年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目2: 犬猫の殺処分割減に向けた事業の推進・強化

《関係所属: 健康局》

- (1) 野犬対策の徹底
- (2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立
- (3) 犬猫の譲渡の促進

取組方針

(1) おおさかワンニャンセンターと生活衛生監視事務所、区役所が連携して実施している野犬等の捕獲について、これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、新たな手法の検討を進め、より迅速で確実な野犬等の捕獲を実施していく。

(2) 平成28年度に収容された猫1,515匹のうち、およそ1,300匹が子猫であり、そのうち譲渡対象である子猫(生後3から4週令以上の哺乳期猫で目ヤニや流涎等の感染症の兆候がなく快活であり、おおさかワンニャンセンター所長が引渡し可能と判断したもの)は僅か58匹であった。収容した子猫の対策として、平成27年度から譲渡登録団体の協力のもと、試験的に実施している哺乳期猫譲渡推進事業について、制度を構築し、本格的に実施していく。

(3) 犬猫の譲渡会について、譲渡希望者が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やすとともに、あらゆる媒体を活用して、譲渡対象情報の周知に努める。また、咬み癖等があり、譲渡対象基準に満たない犬について、譲渡に向けたトレーニング方法について検討のうえ、実施していく。

H29年度からR6年度の取組み

(1) これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、令和元年度から新たに定点カメラを活用した捕獲を試行した。

(2) 平成30年度に3週齢以上の哺乳期猫譲渡事業を本格実施するとともに、3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を実施し、令和6年度からは週齢に関わらず全ての哺乳期猫を譲渡対象とする哺乳期猫譲渡事業に変更した。

(3) おおさかワンニャンセンターでの譲渡会について、毎月2回の複数の譲渡希望者合同による定期開催のほか、日曜譲渡会を平成30年度に3回、令和元年度に5回実施した。令和2年度から個別対応による毎週1回の方式に変更した。

平成29年度からSNSを活用して譲渡対象動物の紹介を実施している。

・野犬収容匹数

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区
成犬	6	0	2	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1
子犬	28	5	10	7	12	9	1	5	0	12	0	5	0	0	0	0
合計	34	5	12	7	15	9	3	6	0	12	0	5	0	1	0	1
譲渡数	12	4	12	6	15	7	3	6	0	12	0	5	0	0	0	0

・哺乳期猫譲渡実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
哺乳期猫収容匹数	697	580	464	420	181	119	143	84
譲渡数								
3週齢以上	74	79	80	82	55	26	24	19
3週齢未満	0	17	77	88	53	43	67	40
合計	74	96	157	170	108	69	91	59

・犬猫の譲渡実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	譲渡会	28	22	13	15	7	5	6
	団体譲渡他	42	55	51	32	27	22	8
猫	譲渡会	9	37	41	44	23	19	26
	団体譲渡他	255	176	264	268	213	138	89
合計	334	290	369	359	270	165	184	129

R7年度の取組み

- (1) 引き続き定点カメラを活用した捕獲を試行し、野犬等の迅速かつ確実な捕獲に努める。
- (2) 引き続き哺乳期猫譲渡事業により、健康状態に問題がない全ての哺乳期猫を譲渡対象猫とする。
- (3) おおさかワンニャンセンターでの譲渡会について、毎週1回の個別対応により定期開催し、譲渡対象の犬猫については、HPやSNSで随時紹介する。また、譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニング等について取り組む。

R8年度以降の取組み

- (1) 引き続き定点カメラを活用した捕獲を試行し、野犬等の迅速かつ確実な捕獲に努める。
- (2) 引き続き哺乳期猫譲渡事業により、健康状態に問題がない全ての哺乳期猫を譲渡対象猫とする。
- (3) おおさかワンニャンセンターでの譲渡会について、毎週1回の個別対応により定期開催し、譲渡対象の犬猫については、HPやSNSで随時紹介する。また、譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニング等について取り組む。

これまでの具体的な取組み

- (1) <平成29年度>
【H29.10】野犬等の新しい捕獲方法の実施に向け国交省淀川河川事務所との連携を確認
<平成30年度>
【H30.4～H31.1】淀川河川敷及び南港地区において、成犬2匹を捕獲、子犬17匹を保護
【H30.7】淀川河川事務所と野犬対策会議を実施し、野犬の生息状況と今後の計画を確認
<令和元年度>
【R1.5～R2.2】淀川河川敷及び南港地区において、成犬3匹を捕獲、子犬21匹を保護
<令和2年度>
【R2.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施
【R2.4～R3.2】淀川河川敷及び南港地区において、成犬3匹を捕獲、子犬6匹を保護
<令和3年度>
【R3.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施
【R3.4～R4.3】南港地区において子犬12匹を保護
<令和4年度>
【R4.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施
【R4.4～R5.3】南港地区において子犬5匹を保護
<令和5年度>
【R5.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施
【R5.10】南港地区において成犬1匹を捕獲
<令和6年度>
【R6.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施
【R6.4】南港地区において成犬1匹を捕獲
<令和7年度>
【R7.4～】淀川河川敷に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

(2) <平成29年度>

【H29.10】譲渡対象猫の拡大について、譲渡登録団体と協議開始

<平成30年度>

【H30.10】哺乳期猫の譲渡基準を策定し、3週齢以上の哺乳期猫譲渡事業を本格実施

【H30.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を開始

【H30.4～H31.3】96匹(3週齢以上 79匹、3週齢未満 17匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和元年度>

【R1.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【H31.4～R2.3】157匹(3週齢以上 80匹、3週齢未満 77匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和2年度>

【R2.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R2.4～R3.3】170匹(3週齢以上82匹、3週齢未満 88匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和3年度>

【R3.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R3.4～R4.3】108匹(3週齢以上55匹、3週齢未満53匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和4年度>

【R4.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R4.4～R5.3】69匹(3週齢以上26匹、3週齢未満43匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和5年度>

【R5.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R5.4～R6.3】91匹(3週齢以上24匹、3週齢未満67匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和6年度>

【R6.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡事業を継続

【R6.4～R7.3】59匹(3週齢以上19匹、3週齢未満40匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和7年度>

【R7.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡事業を継続

【R7.4～R7.6】23匹(3週齢以上8匹、3週齢未満15匹)の哺乳期猫を譲渡

(3) <平成29年度>

【H29.7～】HPのほか、ツイッター、フェイスブックで譲渡対象犬猫を随時紹介

<平成30年度>

【H30.4～12】犬猫の日曜譲渡会を3回開催

【H30.5～】ツイッター、フェイスブックに加えインスタグラムによる譲渡対象犬猫の紹介を開始

【H30.7】ネスレ日本株式会社と動物愛護に関する協定を締結

【H30.7】おおさかワンニャンセンターでの譲渡に向けた犬のトレーニング内容について、おおさかワンニャン特別大使らの意見を聴取し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントにおいて紹介

<令和元年度>

【R1.5～R2.1】犬猫の日曜譲渡会を5回開催

<令和2年度>

【R2.4～】譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニングを実施

【R2.4～】新型コロナウイルス感染症の影響により毎月2回開催をしていた譲渡会を中止

【R2.5～】毎月2回の譲渡希望者合同による譲渡会を、毎週1回の個別対応による譲渡方式に変更

<令和3年度>

【R3.4～】譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニングを実施

【R3.7】トレーニングを実施した犬の試行譲渡を暫定的に実施

<令和4年度>

【R4.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNSで随時紹介

【R4.4～R5.3】個別対応による譲渡会(計26回)を実施

<令和5年度>

【R5.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNS及びLINE(西淀川区)で随時紹介

【R5.4～R6.3】個別対応による譲渡会(計27回)を実施

<令和6年度>

【R6.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNS及びLINE(西淀川区)で随時紹介

【R6.4～R7.3】個別対応による譲渡会(計31回)を実施

<令和7年度>

【R7.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNS及びLINE(西淀川区)で随時紹介

【R7.4～R7.6】個別対応による譲渡会(計12回)を実施

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目3: 犬猫の適正飼養の推進

《関係所属: 健康局》

- (1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討
(2) 猫の登録努力義務化の検討

取組方針

(1) マイクロチップ装着による個体識別は、迷子になった動物の所有者発見を容易にするだけでなく、所有者責任の所在を明確にし、動物の遺棄防止に役立つことから、環境省も所有者明示の一方法として推奨している。本市においても、各区保健福祉センターにリーフレットを配置するとともに、各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施するなど、マイクロチップの普及に努めており、今後も継続して取組みを進めていく。また、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していく。

(2) 飼い猫(外猫、家猫)については、飼養者に所有者明示措置を実施するよう、イベント時に迷子札を配布する等の啓発を行っている。今後も、あらゆる機会や媒体を通じて広報を行い、所有者明示を推奨していく。また、飼い猫については、飼い犬のように法令(狂犬病予防法)に基づく登録義務はないが、国や他都市等の状況を注視し、登録の可否について検討していく。

H29年度からR6年度の取組み

(1) 区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報したほか、平成31年2月に各区へマイクロチップリーダーを配備した。
また、令和元年8月から、マイクロチップ等による個体識別処置の実施等大阪市が策定した基準を満たす第一種動物取扱業者を登録し公表する「おおさかアニマルパートナーシップ制度」を開始した。
令和4年6月から犬猫の販売業者にマイクロチップの装着と情報登録が義務化されることから、令和2年度及び令和3年度に動物取扱業者へ封書にて周知徹底を行った。
さらに、令和2年11月以降、動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着した。
令和4年11月にマイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度を適用した。
令和5年9月からおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同で実施するしつけ教室でマイクロチップの普及啓発を行った。

・犬猫の返還実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	13	14	7	10	6	7	2	2
猫	8	5	8	1	2	5	6	0
合計	21	19	15	11	8	12	8	2

・飼い猫の登録制度に係る他都市調査結果

- 平成29年7月: 大阪府下動物愛護担当者会議で照会 (登録事例なし)
平成31年1月: 近畿府県市動物行政担当係長会議で照会 (登録事例なし)
令和2年3月: 全国政令指定都市に文書照会 (登録事例なし)

R7年度の取組み

(1) 犬猫の販売業者にマイクロチップの装着と情報登録が義務化されていることから、動物取扱業者に対する積極的な監視指導を行う。さらに、犬猫のマイクロチップの装着が努力義務となっている一般所有者に対しては、HPによる紹介や各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施する等機会をとらえ、マイクロチップ装着の普及啓発に努めるとともに、所有者明示義務化について国や他都市の状況を注視し検討を続ける。

(2) 猫の所有者明示について、HP等で啓発するとともに迷子札の配布や広報紙等での広報を継続して実施するほか、飼い猫の登録については、犬猫のマイクロチップ装着が一般所有者の努力義務となっていることを踏まえ、国や他都市の状況を注視し検討を続ける。

R8年度以降の取組み

(1) 犬猫の販売業者にマイクロチップの装着と情報登録が義務化されていることから、動物取扱業者に対する積極的な監視指導を行う。さらに、犬猫のマイクロチップの装着が努力義務となっている一般所有者に対しては、HPによる紹介や各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施する等機会をとらえ、マイクロチップ装着の普及啓発に努めるとともに、所有者明示義務化について国や他都市の状況を注視し検討を続ける。

(2) 猫の所有者明示について、HP等で啓発するとともに迷子札の配布や広報紙等での広報を継続して実施するほか、飼い猫の登録については、犬猫のマイクロチップ装着が一般所有者の努力義務となっていることを踏まえ、国や他都市の状況を注視し検討を続ける。

これまでの具体的な取組み

(1) <平成29年度>

【H29.10、11】区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報

【H30.1】近畿府県市動物行政担当係長会議にて譲渡動物へのマイクロチップ装着について照会(⇒結果:19府県市中9府県市で実施例あり)

<平成30年度>

【H30.4～11】区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報

【H31.2】各区にマイクロチップリーダーを1台ずつ配布し、配備施設を拡大

<令和元年度>

【H31.4～R1.11】区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報

【R1.8～R2.3】「おおさかアニマルパートナーシップ制度」の運用を開始し、動物取扱業者を1件登録

<令和2年度>

【R2.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などでマイクロチップ装着の普及を広報

【R2.6】マイクロチップの装着と情報登録の義務化について、動物取扱業者へ封書による周知

【R2.11～R3.3】動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などでマイクロチップ装着の普及を広報

【R3.4～】動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着

【R3.6】マイクロチップの装着と情報登録の義務化について、動物取扱業者へ封書による周知

<令和4年度>

【R4.5】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで広報

【R4.9】政策企画室と協働でマイクロチップ装着を含む適正飼養啓発の動画を作製

【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてマイクロチップ読取体験事業を実施

【R4.10】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度の適用についてHPで広報

【R4.11】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度を適用

【R4.11】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度について市広報紙で広報

【R5.2】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度に関するチラシを作成し、各区に配布を依頼

<令和5年度>

【R5.4～】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで引き続き広報

<令和6年度>

【R6.4～】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで引き続き広報

<令和7年度>

【R7.4～】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで引き続き広報

(2) <平成29年度>

【H29.6～】迷子札600個を購入し各種事業(「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みにかかるサマーキャンペーンのキックオフイベント、大阪動物愛護フェスティバル in 大阪城公園、等)で配布

【H29.7】猫の登録状況及び犬猫の登録促進策について大阪府下動物愛護担当者会議にて照会(⇒結果:事例なし)

【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<平成30年度>

【H30.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

【H30.7】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベント会場において、迷子札を無料配布

【H31.1】近畿府県市動物行政担当係長会議にて飼養動物の所有者明示について照会(⇒結果:21府県市中3自治体で条例の規定あり)

<令和元年度>

【H31.4、R1.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

【R1.11】大阪動物愛護フェスティバル in 大阪城公園にて、迷子札を無料配布

【R2.3】政令指定都市に猫の登録制度について照会(⇒結果:全19都市で飼い猫の登録を実施・検討している自治体はなかった。なお、3都市で多頭飼育に係る届出制度があった。)

<令和2年度>

【R2.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和6年度>

【R6.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和7年度>

【R7.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目4:動物愛護教育の充実

《関係所属:健康局・教育委員会事務局》

- (1) 命の大切さを学ぶ機会の増加
- (2) 飼育体験の充実
- (3) ふれあい事業の拡充
- (4) 既飼養者への適正飼養啓発事業の推進

取組方針

- (1) 子どもたちが動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、平成25年度より6区の一部小学校において「命の時間」講座を実施している。当該講座について、実施区及び校数の拡大を図るとともに、より広域での実施に向け、マニュアル(教育読本)を作成し、配付する。
- (2) 児童生徒が動物の命の尊さや大切さに気付き、動物の適正飼養及び終生飼養を理解できるようにするために、教育活動の中での体験的な活動の充実を図る。
- (3) ふれあい事業については、犬とのふれ合いを通じた生き物に対する正しい接し方の啓発及び動物愛護精神の涵養を目的に、おおさかワンニャンセンターで実施している。当該事業をさらに周知するため広報を充実させるとともに、より多くの方が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やす。また、H29年度におおさかワンニャンセンターにて猫舎を新設することから、猫舎を活用した猫とのふれあい事業も実施していく。
- (4) 飼養希望者に対しては、おおさかワンニャンセンターにおいて譲渡前に猫舎を飼育環境のモデルルーム及びマッチングの場として活用しながら「飼い方相談会」や「しつけ方教室」を実施している。既飼養者に対する適正飼養の啓発に向け、既存の「しつけ方教室」の既飼養者への実施を含め、効果的な手段について検討・実施していく。

H29年度からR6年度の取組み

- (1) 「命の時間」講座を平成29年度に8校、平成30年度に3校、令和元年度に2校、令和6年度に3校の小学校で実施した。なお、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。ほか、必要に応じて使用している教材の改訂を行った。
- (2) 生活科の学習において継続的にウサギ等の小動物を飼育。児童による委員会活動においても、ニワトリや山羊等の小動物を飼育し、餌やりや小屋掃除をしたり、ふれあい体験の場を設定したり、動物とのふれあいの充実に取り組んだ(教育委員会事務局)。
- (3) 出張型ふれあい事業を平成29年度に7回、平成30年度に7回、令和元年度に6回、臨時開催した。なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。令和4年度からは再開し、令和4年度は4回、令和5年度は5回、令和6年度は4回開催した。また、平成30年4月から、おおさかワンニャンセンターにおいて猫とのふれあい事業を開始した。
- (4) しつけの方法などを記載している愛犬手帳を平成31年2月及び令和7年3月に改訂した。また、飼い方のマナーなどを記載した愛猫手帳を令和2年1月に改訂した。各区ふれあいイベント会場において、おおさかワンニャンセンターのモデル犬を活用したしつけ方の実演を行ったほか、平成31年4月に花博記念公園鶴見緑地で動物愛護推進員による飼い方相談を実施した。令和5年度及び令和6年度に動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施した。

・「命の時間」講座参加者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施学校数	8	3	2	0	0	0	0	3
参加者数	543	235	89	0	0	0	0	227

・出張型ふれあい事業参加者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出張型 実施回数	7	7	6	0	0	4	5	4
参加者数	1,120	1,617	265	0	0	130	114	95

(※令和2年度から令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。)

R7年度の取組み

- (1) 令和6年度の結果を踏まえ、「命の時間」講座の実施方法についての検討を行う。
- (2) 教育活動の中で、動物とふれあう体験活動の充実を図る。
- (3) 令和6年度の結果を踏まえ、ふれあい事業開催及び拡充についての検討を行う。
- (4) しつけの方法などを記載している愛犬手帳・愛猫手帳を広く周知する。また、猫舎を譲渡時のマッチングの場及び飼育環境のモデルルームとして活用を図る。さらに、動物愛護体験学習センターも活用し、既飼養者への適正飼養啓発事業の推進を図る。また、飼い主にもしもの事があった時にペットの存在を周囲に知らせることができる「ペットもしもの安心カード」の配布を進める。

R8年度以降の取組み

- (1) 令和7年度の結果を踏まえ、「命の時間」講座の実施方法についての検討を行う。
- (2) 教育活動の中で、動物とふれあう体験活動の充実を図る。
- (3) 令和7年度の結果を踏まえ、ふれあい事業開催及び拡充についての検討を行う。
- (4) しつけの方法などを記載している愛犬手帳・愛猫手帳を広く周知する。また、猫舎を譲渡時のマッチングの場及び飼育環境のモデルルームとして活用を図る。さらに、動物愛護体験学習センターも活用し、既飼養者への適正飼養啓発事業の推進を図る。また、飼い主にもしもの事があった時にペットの存在を周囲に知らせることができる「ペットもしもの安心カード」の配布を進める。

これまでの具体的な取組み

- (1) <平成29年度>
【H29.10～H30.3】「命の時間」講座を6区8校で実施
- <平成30年度>
【H30.4～H31.3】「命の時間」講座を2区3校で実施
- <令和元年度>
【H31.4～R2.3】「命の時間」講座を2区2校で実施
- 【R1.11】全国動物管理関係事業所協議会において「命の時間」講座の取組について発表
- <令和2年度>
【R2.7】幹事校長会及び令和元年度実施学校に提案
新型コロナウイルス感染症の影響により「命の時間」講座は実施できず
- <令和3年度>
新型コロナウイルス感染症の影響により「命の時間」講座は実施できず
- <令和4年度>
新型コロナウイルス感染症の影響により「命の時間」講座は実施できず
- <令和5年度>
【R5.10】「いのちを考える」授業～動物と共に生きる～の開催について小学校幹事校長会にて周知(教育委員会事務局)、私立小学校に向けHPにて周知(健康局)
- <令和6年度>
【R6.7】幹事校長会で、大阪市内の小学校での「いのちを考える授業」のプレゼンを実施
【R6.12】「いのちを考える授業」を1区1校で実施
【R7.1】「いのちを考える授業」を1区1校で実施
【R7.2】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

(2) <平成30年度・令和元年度>

【H30.4～R2.3】生活科の学習において継続的に小動物を飼育。委員会活動においても、小動物を飼育する体験をもち、動物とのふれあいの充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

<令和2年度>

【R2.4～R3.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

<令和4年度>

【R4.4～R5.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

【R5.5】動物愛護推進員による学校飼育動物についての飼育相談対応を周知(健康局、教育委員会事務局)

<令和6年度>

【R6.4～R7.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

【R6.6】動物愛護推進員による学校飼育動物についての飼育相談対応を周知(健康局、教育委員会事務局)

(3) <平成29年度>

【H29.5、7】ふれあい事業を臨時開催:天王寺動物園、サマーキャンペーン会場

【H29.5～12】ふれあい事業を休日開催:津守下水処理場、天王寺区役所、市岡下水処理場、住之江区役所

【H29.8】おおさかワンニャンセンターHPにふれあい事業の紹介ページを作成

【H30.3】動物愛護推進員と協働でふれあい事業を開催:天王寺動物園

<平成30年度>

【H30.4～】おおさかワンニャンセンターに新設した猫とのふれあいスペースの利用を開始

【H30.4～12】ふれあい事業を休日開催:津守下水処理場、住之江下水処理場、天王寺区役所、市岡下水処理場、西淀川区役所、花博記念公園鶴見緑地

【H31.2】猫とのふれあい事業を休日開催:天王寺公園市立美術館前

<令和元年度>

【H31.4～R1.11】猫とのふれあい事業を休日開催:花博記念公園鶴見緑地、動物愛護フェスティバルin中央公会堂、動物愛護フェスティバルin大阪城公園

【R1.10～R1.12】ふれあい事業を休日開催:住之江区保健福祉センター分館、西淀川区役所、花博記念公園鶴見緑地

<令和4年度>

【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてふれあい事業を実施

【R4.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業を実施

【R4.12】こども青少年局を通じて市内の私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.1】動物愛護体験学習センターにおいて、市内私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.3】市内私立保育園にて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

<令和5年度>

【R5.6】こども青少年局を通じて市内の保育園、幼稚園及び認定こども園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.9】動物愛護体験学習センターにおいて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.10】西淀川区役所の健康展において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.11】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.12】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.3】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

<令和6年度>

【R6.4】動物愛護体験学習センターにおいて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.6】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.11】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R7.3】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

<令和7年度>

【R7.6】動物愛護体験学習センターにおいて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

(4) <平成29年度>

【H29.7】愛犬手帳・愛猫手帳をデジタルブック本棚に掲載

【H29.7】大阪府下動物愛護担当者会議にてペット同行で飼養者に飼い方指導を実施する取組について照会(⇒結果:大阪府でインストラクターを招聘した実施例あり)

【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

<平成30年度>

【H30.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【H31.2】愛犬手帳を改訂

<令和元年度>

【H31.4】動物愛護推進員と協働で犬猫の飼い方相談を実施:花博記念公園鶴見緑地

【H31.4、R1.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R1.10~R1.12】モデル犬を活用したしつけ方の実演を実施:住之江区保健福祉センター分館、西淀川区役所、花博記念公園鶴見緑地

【R2.1】愛猫手帳を改訂

<令和2年度>

【R2.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R3.11】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R4.11】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R5.11、12】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター(X)、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

【R5.9、R6.3】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

<令和6年度>

【R6.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R6.6】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

【R6.11】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

【R7.3】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

<令和7年度>

【R7.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R7.6】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目5:動物愛護に関する広報の充実

《関係所属:健康局、政策企画室、デジタル統括室》

- (1) 広報活動の強化
(2) 「ロゴマーク」の作成・活用

取組方針

(1) 各種取組みを効果的に展開していくため、犬猫の現状と取組み内容を広く周知する必要がある。HPや広報紙、SNS(フェイスブック・ツイッター)等、あらゆる媒体を活用して計画的かつ効果的な広報に努める。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者に向けて、突然のトラブルでも慌てることのないよう、広報の充実を図る。

(2) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成し、広く市民や民間団体等の使用に供することで、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを市民の共通認識として広げていくとともに、動物愛護と適正飼養の周知に努める。

H29年度からR6年度の取組み

(1) 平成29年7月から動物愛護専用のツイッターとフェイスブックを開設し、平成30年5月からInstagramを開設した。
また、平成29年7月に大阪市立自然史博物館においておおさかワンニャン特別大使の委嘱式をはじめとするキックオフイベントを行い、平成30年7月にイオンモール鶴見緑地においてトークイベント、令和元年9月に中央公会堂において講演を実施した。
さらに、令和元年7月に市長定例会見で市長がグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツを公表した(政策企画室)。
令和3年11月からはSNSに写真や絵文字を多用し、より多くの方に閲覧していただけるよう改善・工夫を行った。

(2) 平成29年12月にロゴマークを決定し、ロゴマークの使用承認を開始した。
また、平成30年7月にイベント会場において、ロゴマークの缶バッジを無料配布したほか、映画のタイアップポスターや、「大学連携ポスタープロジェクト」において作成した「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大判ポスター等、各種広報媒体に掲載した。

・おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場	大阪市立自然史博物館	イオンモール鶴見緑地	大阪市中央公会堂	道頓堀トンボリステーション	実績なし	動物愛護体験学習センター	大阪市役所	実績なし
内容	委嘱式・講演	トークイベント	講演	動画配信		開所式・応援メッセージ	委嘱式・市長対談(動画配信)	
参加者数	約160名	約600名	約680名	(約680回放映)		約40名	-	

(※令和6年度は大阪・関西万博会場内で放映する動画の撮影を依頼)

・動物愛護関連事業寄附金額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄附金額	5,656,500	3,850,981	15,157,812	37,581,320	6,847,054	6,218,630	4,204,089	36,259,677

・チャリティーTシャツ販売実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
チャリティーTシャツ販売枚数	213	28	31	11	115	15

・ロゴマークの使用申請件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	6	11	6	3	3	4	3	1

R7年度の取組み

(1) HPについて、より見やすく事業内容が分かりやすいコンテンツとなるよう引き続き修正する。動物愛護関連事業については、随時HP及びSNSで発信するとともに、広報紙への掲載や啓発ポスターの掲示を積極的に図る。また、特別大使を引き続き委嘱し、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、特別大使による広報についてYouTube等、動画の活用を含め検討する。高齢者に向けては、引き続き、犬猫の適正飼養に関する広報の充実を図る。

(2) 引き続きロゴマークをあらゆる広報媒体に活用するとともに、市民や民間団体等の利用促進に努め、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みを広く周知する。

R8年度以降の取組み

(1)HPについて、より見やすく事業内容が分かりやすいコンテンツとなるよう引き続き修正する。動物愛護関連事業については、随時HP及びSNSで発信するとともに、広報紙への掲載や啓発ポスターの掲示を積極的に図る。また、特別大使を引き続き委嘱し、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、特別大使による広報についてYouTube等、動画の活用を含め検討する。高齢者に向けては、引き続き、犬猫の適正飼養に関する広報の充実を図る。

(2)引き続きロゴマークをあらゆる広報媒体に活用するとともに、市民や民間団体等の利用促進に努め、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みを広く周知する。

これまでの具体的な取組み

(1)HP:

<平成29年>

【H29.4】殺処分の現状について掲載

【H29.8】特別大使ビデオメッセージを掲載

【H29.8】不妊去勢手術の必要性について掲載

【H29.10】サマーキャンペーンの結果を掲載

<平成30年>

【H30.5】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の掲載

【H30.5】殺処分の現状について平成29年度データを掲載

【H30.8】サマーキャンペーン(トークイベント)の開催結果を掲載

【H30.11】動物を飼う前の心構えについて掲載

【H30.12】犬のトイレトレーニングについて掲載

<令和元年>

【R1.6】殺処分の現状について平成30年度データを掲載

【R1.8】動物愛護管理事業の総合案内ページ(捨てにゃいで)を作成

<令和2年度>

【R2.6】殺処分の現状について令和元年度データを掲載

【R2.8】動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正について掲載

<令和3年度>

【R3.7】殺処分の現状について令和2年度データを掲載

<令和4年度>

【R4.7】殺処分の現状について令和3年度データを掲載

【R4.10】「犬・猫を正しく飼う運動」のページを大阪市トピックスに掲載

【R4.11】犬猫のマイクロチップ装着について掲載

<令和5年度>

【R5.7】殺処分の現状について令和4年度データを掲載

【R6.3】ペットもしもの安心カード、飼い猫の不妊去勢手術助成事業について掲載

<令和6年度>

【R6.7】殺処分の現状について令和5年度データを掲載

【R6.10】「犬・猫を正しく飼う運動」のページを大阪市トピックスに掲載

<令和7年度>

【R7.6】殺処分の現状について令和6年度データを掲載

市広報紙:

<平成29年度>

【H29.7】寄附金募集について掲載

【H29.8】サマーキャンペーンについて掲載

【H29.9】動物愛護フェスティバルについて掲載

<平成30年度>

【H30.7】寄附金募集について掲載

【H30.7】サマーキャンペーン(トークイベント)について掲載

【H30.11】動物愛護フェスティバルについて掲載

<令和元年度>

【R1.7】寄附金募集について掲載

【R1.9】動物愛護フェスティバルについて掲載

【R1.11】動物愛護フェスティバルについて掲載

【R2.3】街ねこ事業について掲載

<令和2年度>

【R2.7】寄附金募集について掲載

【R2.9】はと、からす等への無責任な餌やりの規制及び、ペットの終生飼養について掲載

<令和4年度>

【R4.11】犬猫のマイクロチップ装着について掲載

<令和5年度>

【R5.10】「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間について掲載

<令和6年度>

【R6.9】動物愛護週間、動物愛護フェスティバルについて掲載

【R6.10】多頭飼育崩壊防止、動物愛護フェスティバルについて掲載

区広報紙:

<平成29年度>

【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

<平成30年度>

【H30.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【H30.8～H31.3】街ねこ事業について掲載(11区13回)

<令和元年度>

【H31.4、R1.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R1.4～R2.3】街ねこ事業について掲載(20区23回)

<令和2年度>

【R2.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R2.4～R3.3】街ねこ事業について掲載(16区23回)

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R3.4～R4.3】街ねこ事業について掲載(17区21回)

<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R4.4～R5.3】街ねこ事業について掲載(16区21回)

<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R5.4～R6.3】街ねこ事業について掲載(13区17回)

<令和6年度>

【R6.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R6.4～R7.3】街ねこ事業について掲載(14区19回)

<令和7年度>

【R7.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R7.4～R7.6】街ねこ事業について掲載(5区5回)

SNS:

<平成29年度>

【H29.7】動物愛護専用ツイッター及びフェイスブックを設置

【H29.7～H30.3】ツイッター投稿を105回、フェイスブック投稿を101回実施(健康局・政策企画室)

<平成30年度>

【H30.5】ツイッター、フェイスブックに加えInstagramによる情報発信を開始

【H30.4～H31.3】ツイッター投稿を115回、フェイスブック投稿を112回、Instagram投稿を100回実施(健康局・政策企画室)

<令和元年度>

【H31.4～R2.3】ツイッター投稿を127回、フェイスブック投稿を106回、Instagram投稿を106回実施

<令和2年度>

【R2.4～R3.3】ツイッター投稿を102回、フェイスブック投稿を91回、Instagram投稿を92回実施

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】ツイッター投稿を123回、フェイスブック投稿を123回、Instagram投稿を123回実施

【R3.11】ツイッター、フェイスブック、Instagramの発信方法について従来よりも譲渡動物の写真を多用し、また画像編集ソフトや絵文字を活用した内容に改善

<令和4年度>

【R4.4～R5.3】ツイッター投稿を168回、フェイスブック投稿を166回、Instagram投稿を165回実施(健康局・政策企画室)

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】ツイッター(X)投稿を166回、フェイスブック投稿を150回、Instagram投稿を150回、LINE投稿を7回実施(健康局・政策企画室・西淀川区)

<令和6年度>

【R6.4～R7.3】ツイッター(X)投稿を185回、フェイスブック投稿を183回、Instagram投稿を182回、LINE投稿を14回実施(健康局・政策企画室・西淀川区・大正区)

【R6.6～】ツイッター(X)投稿、フェイスブック投稿及びInstagram投稿において、動画投稿を開始

【R6.10】「犬・猫を正しく飼う運動」及び「大阪動物愛護フェスティバル」に関する投稿を、大阪市広報X公式アカウントで1回ずつ(合計2回)実施

<令和7年度>

【R7.4～R7.6】ツイッター(X)投稿を36回、フェイスブック投稿を36回、Instagram投稿を36回、LINE投稿を2回実施(西淀川区)

その他:

<平成29年度>

【H29.7】女優の杉本彩氏を「おおさかワンニャン特別大使」に委嘱

【H29.8】市役所1階市民ロビーで譲渡動物の写真展を開催

【H29.9】インターネットの配信テレビ番組「FC大阪TV」に出演し、動物愛護事業の取組みを紹介

【H29.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【H29.11】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催

<平成30年度>

【H30.5～10】3本の映画と動物愛護事業のタイアップポスターを作製

【H30.7】FC大阪TVに出演し、動物愛護事業の取組みを紹介

【H30.7】イオンモール鶴見緑地においておおさかワンニャン特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントを実施

【H30.7～10】住之江まつり、ナニワ区民まつり、天王寺動物園、すみよし区民まつりにおいて広報活動を実施

【H30.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【H30.11】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催

<令和元年度>

【H31.4】映画「初恋～お父さん、チビがいなくなりました」タイアップポスターを作製

【R1.7～8】市長定例会見で市長がグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツを着用(政策企画室)

【R1.8～9】大阪芸術大学並びに近畿大学との「大学連携ポスタープロジェクト」において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大判ポスターを作成し、大阪メトロ22駅にて掲示(政策企画室)

【R1.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催、開催会場においておおさかワンニャン特別大使による講演を実施

【R1.9】住之江まつりにおいて広報活動を実施

【R1.10】西区民まつり、西成区民まつりにおいて広報活動を実施

【R1.11】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催

【R1.11】大阪経済大学学園祭において適正飼養啓発冊子を配架

<令和2年度>

【R2.4～5】街ねこ事業周知用ポスターを作成し、大阪メトロ22駅にて掲示

【R2.10】トンボリステーションにて特別大使のメッセージ動画を放映

【R2.10】映画「さくら」タイアップポスターを作製

【R2.11～】大阪市役所にて特別大使のメッセージ動画を放映

【R2.12～】各区にて特別大使のメッセージ動画を放映

【R3.1】大阪メトロ22駅構内掲示板に寄附金募集ビラを設置

<令和3年度>

【R3.5】街ねこ事業周知用ポスターを大阪メトロ22駅にて掲示

【R3.7】YouTube大阪市健康局チャンネルに特別大使のメッセージ動画をアップロード

【R3.10～12】大阪市役所にて特別大使のメッセージ動画を放映

＜令和4年度＞

【R4.5】「愛犬の登録と狂犬病予防注射」のポスターを大阪メトロ22駅に掲示

【R4.9】殺処分の現状、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画、動物愛護関連事業寄附金に関するパネルを作製

【R4.9】適正飼養啓発に関する動画を作製(政策企画室)

【R4.10～】大阪市施設等において適正飼養啓発に関する動画を放映

【R4.10】大阪市広報YouTubeチャンネルに適正飼養啓発に関する動画をアップロード

【R4.10】動物愛護体験学習センターの開設式において、特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた応援メッセージを発信

＜令和5年度＞

【R5.4～】大阪市施設等において適正飼養啓発に関する動画を放映

【R5.9～11】西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりにおいて広報活動を実施

【R5.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【R5.9】「おおさかわんニャン特別大使」委嘱式で市長及び杉本彩特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた特別対談を実施

【R5.10】HPに特別大使による「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間のメッセージ動画を掲載

【R5.11】大阪市広報YouTubeチャンネルにて大阪市長及び特別大使の特別対談動画を放映

【R5.11】大阪市施設等において特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成に向けたメッセージ動画を放映

【R5.12】大阪市広報YouTubeチャンネルにて特別大使の「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成に向けたメッセージ動画放映

＜令和6年度＞

【R6.4】定例会見において市長により「飼い猫の不妊去勢手術助成事業」及び「ペットもしもの安心カード」の取組を発信、会見場のバックボードを作製

【R6.9】「動物愛護週間」及び「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」と、映画「わんだふるぷりきゅあ！」とのコラボレーションポスターを大阪メトロ103駅に掲示し、市立中学校130校、市立小学校285校、市立幼稚園52施設及び市立保育所54施設に配布した。

【R6.9、10】大阪メトロ22駅構内掲示板に動物愛護フェスティバル案内ビラを設置

【R6.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【R6.10】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催

【R6.10～11】生野区民祭り、城東区民祭り、動物愛護フェスティバルにおいて広報活動を実施

【R6.12】大阪メトロ22駅構内掲示板に寄附金募集ビラを設置

＜令和7年度＞

【R7.5】本市における保護犬・保護猫の取組に関する動画を作成し、大阪関西万博で開催されたペット共生イベント内で放映

(2)＜平成29年＞

【H29.6】暫定ロゴ作成

【H29.8～11】正式ロゴマークを公募、選定

【H29.12】正式ロゴマークを決定、使用承認申請の受付開始

【H29.12～H30.3】ロゴマーク使用を計6件承認

＜平成30年＞

【H30.4～H31.3】ロゴマーク使用を計11件承認

【H30.7】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベント会場において、ロゴマークの缶バッジ無料配布

＜令和元年＞

【H31.4～R2.3】ロゴマーク使用を6件承認

＜令和2年度＞

【R2.4～R3.3】ロゴマーク使用を3件承認

＜令和3年度＞

【R3.4～R4.3】ロゴマーク使用を3件承認

＜令和4年度＞

【R4.4～R5.3】ロゴマーク使用を4件承認

＜令和5年度＞

【R5.4～R6.3】ロゴマーク使用を3件承認

【R5.10】東住吉区民フェスティバルにおいて、ロゴマークの缶バッジ無料配布

＜令和6年度＞

【R6.4～R7.3】ロゴマーク使用を1件承認

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目6:動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築

《関係所属:健康局・福祉局・区役所・デジタル統括室・建設局・大阪港湾局》

- (1) 動物関係(多頭飼育崩壊等)の相談に対する連携体制の構築
 (2) 所有者不明猫対策事業(街ねこ事業、公園猫事業)の再構築

取組方針

(1) 動物相談室及び各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築する。

(2) 所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)については、平成22年度の事業開始から10年以上が経過しており、他都市調査及び事業実施者等へのアンケートなどを踏まえ、より効果的で利用しやすい制度に再構築する。

街ねこ事業を都市公園に適用することを原則としている公園猫適正管理推進サポーター制度については、平成23年度の事業開始以降、都度見直しを行っており、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。

臨港緑地等については、区役所等と連携して、啓発活動を通じたマナー意識の向上等に取り組む。

H29年度からR6年度の取組み

(1) 平成30年12月に各区の見守り相談室や地域包括支援センターに対してアンケート調査を実施し、その結果をもとに高齢者向け啓発リーフレットを作成し、令和元年12月に社会福祉協議会及び各区等へ配布した。令和3年3月にボランティアとの連携等に活用するため、動物愛護推進員を29名から36名に増員した。令和5年2月に地域包括支援センター管理者会、3月に見守り相談室及び生活困窮者自立相談支援窓口管理者会にて啓発リーフレットを用い、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やそのおそれを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼した。令和6年2月見守り相談室管理者会にて、啓発リーフレットを用い、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やそのおそれを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼した。

(2) 街ねこ事業では、事業実施者等へのアンケート結果を踏まえ、平成30年4月から市民負担額を1頭あたり5,000円から2,500円に減額した。また、令和6年4月に実施細目を改訂し、事業実施に対する住民の合意確認について、活動組織が地域住民に直接確認する方法を追加した。

公園猫事業では、平成29年11月に更新手続きをなくすことで利用しやすい制度への再構築を図った(建設局)。

また、令和元年から関係職員を対象とした、街ねこ事業および公園猫適正管理推進サポーター制度に関する建設局、健康局合同研修会を開催した(建設局・健康局)。

・街ねこ事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施地域数※	109	125	155	170	129	120	99	105
実施匹数	601	551	763	757	630	728	500	454

※手術実施の対象地域数

・公園猫事業登録数

令和7年3月末現在のサポーター登録数は63公園延べ282名(建設局)

R7年度の取組み

(1) 引き続き現行体制についての問題点や課題等を整理し、動物関係の相談窓口として、動物愛護推進員を通じてボランティアとの連携可否について検討する。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、令和3年3月に策定された環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」に基づき、関係所属との連携を図る。さらに、ペットを飼育している高齢者向けリーフレットについて、配布先の拡充を図る。

(2) 街ねこ事業及び街ねこ事業を都市公園に適用することを原則としている公園猫適正管理推進サポーター制度の連携、推進を図るため、新任実務担当者を対象とした合同研修会を開催し、職員の知識向上を図る。公園猫事業について、職員向けに公園猫適正管理推進サポーター制度の手引きを作成して研修を行い、実務担当者の制度への理解向上に取り組む。

臨港緑地等については、引き続き、保護猫活動を支援するために活動団体へ行為許可を実施。また、随時啓発看板の設置に取り組む。

R8年度以降の取組み

(1) 引き続き現行体制についての問題点や課題等を整理し、動物関係の相談窓口として、動物愛護推進員を通じてボランティアとの連携可否について検討する。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、令和3年3月に策定された環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」に基づき、関係所属との連携を図る。さらに、ペットを飼育している高齢者向けリーフレットについて、配布先の拡充を図る。

(2) 街ねこ事業及び街ねこ事業を都市公園に適用することを原則としている公園猫適正管理推進サポーター制度の連携、推進を図るため、新任実務担当者を対象とした合同研修会を開催し、職員の知識向上を図る。公園猫事業について、引き続き公園猫適正管理推進サポーター制度の手引きを用いて職員研修を行い、実務担当者の制度への理解向上に取り組む。

臨港緑地等については、引き続き、保護猫活動を支援するために活動団体へ行為許可を実施。また、随時啓発看板の設置に取り組む。

これまでの具体的な取組み

(1) <平成30年度>

【H30.11】動物愛護推進員28名へアンケートを実施(⇒結果:各種市民相談に協力できる人数を確認。飼い方に関する相談17名、引取りに関する相談10名、多頭飼育に関する相談2名、街ねこに関する相談11名)

【H30.12】地域包括支援センター及び見守り相談室にアンケート調査を実施(⇒結果:90施設中63施設で飼育管理が難しくなっている事例があり、80施設が相談窓口の一覧を希望)

<令和元年度>

【R1.12】高齢者向け啓発リーフレットを作成し、区社会福祉協議会及び各区へ配布(健康局・福祉局)

【R2.2】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加

<令和2年度>

【R2.9】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加

【R2.10】介護事業者等集団指導で配布したDVDにおいて、訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合について厚生労働省通知を案内するとともに、集団指導に関する本市ホームページに当該通知を掲載(福祉局)

【R2.10】高齢者向け啓発リーフレットを、本市介護事業者等集団指導のホームページに掲載(福祉局)

【R3.2】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加

<令和3年度>

【R3.5、7、9、11】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加

【R3.6】環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」冊子を関係所属に配付し共有

【R3.6】介護事業者等集団指導のオンライン講義(YouTube動画)において、訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合について厚生労働省通知を案内するとともに、集団指導に関する本市ホームページに当該通知を掲載、また本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)

【R3.11】環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」冊子を大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会に配付し共有

＜令和4年度＞

【R4.4】パートナードッグカーニバルin 鶴見緑地 2022にて高齢者向け啓発リーフレットを配布し啓発を実施

【R4.5、7、9、11】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加

【R5.1】訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合についての取り扱いを示した厚生労働省通知を、集団指導に関する本市ホームページに掲載(福祉局)

【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにて高齢者向け啓発リーフレットを配布

＜令和5年度＞

【R5.6】介護事業者等集団指導のオンライン講義(YouTube動画)において、訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合についての取り扱いを示した厚生労働省通知を案内するとともに、集団指導に関する本市ホームページに当該通知を掲載、また本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)

【R5.5、7、11、R6.1】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペット(ねこ)の問題に関する勉強会に参加(健康局)

【R5.9～】高齢者向け飼養啓発リーフレットを修正し、ホームページに掲載(健康局)

【R5.10】福祉局主催つながる場勉強会でつながる場推進員へ「多頭飼育問題」及び「高齢者飼養啓発」について健康局の対策を周知(健康局)

【R6.3】地域包括支援センター管理者連絡会、民生委員児童委員協議会にて「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び「ペットもしもの安心カード」を周知(健康局)

【R6.3】区役所、生活衛生監視事務所及び動物愛護体験学習センター等にてペットもしもの安心カードを配布(健康局)

＜令和6年度＞

【R6.4】障がい者基幹相談支援センター連絡会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び、「ペットもしもの安心カード」について周知(健康局)

【R6.4～R7.3】多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業により不妊手術を実施(4件11頭)

【R6.5】高齢者向け飼養啓発リーフレットを各区社会福祉協議会へ送付し、配架を依頼(健康局)

【R6.5】見守り相談室管理者会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び、「ペットもしもの安心カード」について周知。引き続き、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やその恐れを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼(福祉局・健康局)

【R6.5、7、9】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペット(ねこ)の問題に関する勉強会に参加(健康局)

【R6.7】介護事業者等集団指導に関する本市ホームページに、本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)

【R6.8】「ペットもしもの安心カード」リーフレットを各区役所、保健所各生活衛生監視事務所、動物愛護体験学習センター、動物管理センター及び市内の動物病院に配布

【R7.2】見守り相談室に対し、相談対応を行った中で、多頭飼育等ペットに関する課題を含んだ事例の有無についてアンケートを実施。6区より11件の事例について報告あり(福祉局)

【R7.3】見守り相談室管理者会にて、引き続き相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やその恐れを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼(福祉局)

＜令和7年度＞

【R7.5】大阪市民生委員・児童委員会連絡協議会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」、「高齢者向け啓発リーフレット」及び、「ペットもしもの安心カード」について周知。

【R7.6】介護保険事業者等集団指導に関する本市ホームページに、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」、「高齢者向け啓発リーフレット」及び、「ペットもしもの安心カード」を掲載

(2) <平成29年度>

【H29.5】街ねこ事業の事業者負担等にかかる事業者等アンケートを実施

【H29.9、10】鶴見区民まつり、大正区民まつりにおいて公園猫適正管理推進サポーター制度の周知を実施(建設局)

【H29.10】街ねこ事業の事業者負担等にかかる政令指定都市調査を実施

【H29.10】公園猫に関する実態調査を実施(建設局)

【H29.11】公園猫適正管理推進サポーター制度の実施要綱を改正し、中間研修の代わりに活動報告のヒアリングを行う事とし、更新手続きをなくすことでサポーターの負担を軽減(建設局)

【H29.11～H30.1】街ねこ事業実施地域を対象にアンケートを実施

【H30.3】街ねこ事業の実施細目を改正し、次年度からの市民負担額の減額を決定

<平成30年度>

【H30.4】街ねこ事業の市民負担額を1頭あたり5,000円から2,500円に減額

【H30.4～H31.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【H30.7～10】住之江まつり、ナニワ区民まつり、すみよし区民まつりに出展し、街ねこ事業を周知

【H30.7～10】住之江まつり、このはな区民まつり、西淀川区健康いきいき展において、街ねこ事業を周知(区役所)

【H30.9～10】ナニワ区民まつり、福島区民まつり、すみよし区民まつりに出展し、公園猫適正管理推進サポーター制度を周知(建設局)

【H31.1～H31.3】街ねこ事業実施地域を対象にアンケートを実施

【H31.3】3月末現在のサポーターの登録数は41公園延べ205名(建設局)

<令和元年度>

【H31.4～R2.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R1.7】建設局・健康局合同で、関係職員を対象とした街ねこ事業および公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒3日間167名の職員が受講)

【R1.9】市内各区の広報紙に公園猫適正管理推進サポーター制度を周知する記事を掲載(建設局)

【R1.9～10】住之江まつり、西区民まつり、西成区民まつりに出展し、街ねこ事業を周知

【R1.9～10】住之江まつり、このはな区民まつり、中央区健康展、東淀川区みんなの健康展、城東区健康まつりにおいて街ねこ事業を周知(区役所)

【R1.9～10】都島区民まつり、西成区民まつりに出展し、公園猫適正管理推進サポーター制度を周知(建設局)

【R1.10】公園猫適正管理推進サポーター制度のためのリーフレット(サポーター事前研修用・地域説明用)を作成(建設局)

【R1.12～R2.3】街ねこ事業実施地域を対象にアンケートを実施

【R2.3】3月末現在のサポーターの登録数は49公園延べ245名(建設局)

<令和2年度>

【R2.4～R3.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R2.12】令和2年度に配属された健康局職員と一部の都市整備局職員を対象に街ねこ事業および公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒28名の職員が受講)

【R3.3】3月末現在のサポーター登録数は52公園延べ277名(建設局)

【R3.3】公園猫適正管理推進サポーター制度普及啓発用リーフレットを作成(建設局)

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R3.11】建設局・健康局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒50名の職員が受講)

【R4.3】3月末現在のサポーター登録数は55公園延べ288名(建設局)

＜令和4年度＞

【R4.4～12】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R4.10～】動物愛護体験学習センターにて街ねこ事業及び公園猫事業の啓発パネルを展示(建設局・健康局)

【R4.10】中央区民まつりに出展し、公園猫事業及び街ねこ事業を周知(建設局・健康局)

【R4.11】健康局・建設局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒21名の職員が受講)

【R5.3】3月末現在のサポーター登録数は62公園延べ326名(建設局)

＜令和5年度＞

【R5.4～12】9月末現在のサポーター登録数は64公園延べ332名(建設局)

【R5.5】健康局・建設局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒19名の職員が受講)

【R5.9～11】西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりに出展し、公園猫適正管理推進サポーター制度及び街ねこ事業を周知(建設局・健康局)

【R5.7～R6.3】臨港緑地内において、保護猫活動を支援するために活動団体へ行為許可を実施。また、臨港緑地内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計14箇所)(大阪港湾局)

【R6.3】3月末現在のサポーター登録数は67公園延べ350名(建設局)

＜令和6年度＞

【R6.4】大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施細目を改訂し、活動にあたり住民代表者による合意書が必要としない方法を追加

【R6.4～6】臨港緑地内において、保護猫活動を支援するために活動団体へ行為許可を実施。また、臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計10箇所)(大阪港湾局)

【R6.6】6月末現在のサポーター登録数は63公園延べ277人(建設局)

【R6.7～9】臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計8箇所)(大阪港湾局)

【R6.8】公園猫適正管理推進サポーター制度の手引きを作成し、職員向けに研修を実施(建設局)

【R6.9】公園猫適正管理推進サポーターリーダー会議を開催(建設局)

【R6.9】9月末現在のサポーター登録数は63公園延べ277人(建設局)

【R6.9】どうぶつ基金への行政枠登録「大阪港内さくらねこTNR無料不妊手術チケット交付要綱」を策定(大阪港湾局)

【R6.10～12】臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計18箇所)(大阪港湾局)

【R6.10～11】生野区民まつり及び城東区民まつりに出展し、街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度を周知(健康局・建設局)

【R6.12～R7.3】建設局の公園猫適正管理推進サポーター制度を参考に、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」を制定。R7.4から施行予定(大阪港湾局)

【R7.2】健康局・建設局合同で、外部講師を招き「地域猫対策の取組みと課題について」の内容で講習会を開催(⇒64名の職員が受講)

【R7.3】3月末現在のサポーター登録数は63公園延べ282人(建設局)

＜令和7年度＞

【R7.4】「動物の飼い主に万一のことが生じた際への備え」に関するリーフレット(以下「リーフレット」)及び「訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合についての取扱い」を示した厚生労働省通知(以下「国通知」)を、居宅系介護事業所への運営指導時に配付のうえ、利用者や家族にも周知いただけるよう協力依頼を開始(福祉局)

【R7.4～】「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」開始。R7.6月末時点で2団体計36名登録。「大阪港内さくらねこTNR無料不妊手術チケット交付要領」に基づき、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」に登録している団体からの要望に対し無料不妊手術チケットを申請・交付。毎月5匹前後の猫に対し無料不妊手術を施行。(大阪港湾局)

【R7.6】介護事業者等集団指導に関する本市ホームページに、リーフレット及び国通知を掲載(福祉局)

【R7.6】6月末現在のサポーター登録数は63公園延べ283人(建設局)

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目7:動物愛護関連施設の設置

《関係所属:健康局・建設局》

取組方針

犬猫の引取り数の削減及び譲渡の促進を図るため、譲渡会や動物愛護関連イベントのほか、民間団体等が活動(ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等)できる施設の設置について、本市未利用施設の活用と併せて検討していく。また、先行事例であるドイツのティアハイムについて、調査・研究を行っている。

H29年度からR6年度の取組み

譲渡登録団体等にアンケートを実施するなど、民間団体等の活動に必要とされている施設・設備等を調査するとともに、本市未利用施設(もと菅原城北大橋有料道路管理事務所等)の活用について、多額の寄附金により整備費の確保ができたことから、令和3年度に予算化を行い、施設改修工事を開始するとともに、公募型プロポーザルにより事業管理受託法人を決定した。令和4年10月に動物愛護体験学習センターを開設した。

R7年度の取組み

動物愛護体験学習センターについて、民間団体等が活動(ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等)できるよう引き続き体制を整備する。

R8年度以降の取組み

動物愛護体験学習センターについて、民間団体等が活動(ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等)できるよう引き続き体制を整備する。

これまでの具体的な取組み

＜平成29年度＞

【H29.8】建設局にもと菅原城北大橋有料道路管理事務所の活用にあたっての課題等を確認(⇒結果:施設を利用するためには、設備更新費として14,800千円、その他建築系設備(内装等)費用が必要)

【H29.12～H30.1】譲渡登録団体にアンケート調査実施(⇒結果:回答のあった12団体中9団体が未利用施設の使用に興味を示したが、いずれの団体も駐車場を要望。場所についても各団体の拠点地域にあれば使用を検討するとの意見が多かった。)

＜令和元年度＞

【H31.4】動物愛護関連施設の設置について、建設局と協議

【R1.8】動物愛護関連施設の設置について、建設局と協議

＜令和2年度＞

【R2.6】もと消毒所の活用を検討するため現地調査を実施(⇒結果:当該施設の著しい老朽化のため、活用を断念)

【R2.7】多額の寄附金を受領。未利用施設活用に向け、調査を開始

【R2.7～】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の活用に向け、建設局等関係部局と協議

【R3.2】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の活用決定。整備費を令和3年度予算化し、議会に上程

【R3.3】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の建設局から健康局への所管替え手続終了

＜令和3年度＞

【R3.4～6】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の令和3年度中の改修工事実施及び令和4年度以降の「動物愛護体験学習センター(仮称)」としての活用計画を、地域に向けて説明

【R3.4】「動物愛護体験学習センター(仮称)」の施設整備に向け、都市整備局へ予算配付し、業務依頼(実施設計及び改修工事)

【R3.5～】都市整備局管理のもと、事業者による施設改修工事の実施設計を開始

【R3.5～7】施設改修工事の実施設計内容について、都市整備局と協議

【R3.6～7】施設改修工事計画及び工事期間中に必要な手続きについて、建設局及び都市整備局と事前協議

【R3.9】都市整備局による施設改修工事の実施設計が完了

【R3.10～11】施設改修工事に向けて、必要になる占用許可等の手続を建設局に申請し、許可を取得。

【R3.11～12】施設改修工事(施設整備工事、電気設備工事及び機械設備工事)について、入札により施工事業者決定。

【R3.12～】施設改修工事を開始。

【R4.1～3】令和4年度動物愛護体験学習センター(仮称)事業に関する業務委託契約にあたり、公募型プロポーザルを実施し、事業管理受託法人を決定。

＜令和4年度＞

【R4.4】施設で使用する備品(手術台、无影灯、液晶プロジェクター、スクリーン及びアンプ)を整備

【R4.6】施設改修工事が完了

【R4.10】動物愛護体験学習センターを開設

【R4.10】動物愛護体験学習センター開設式(約40名参加)及び動物愛護啓発事業(パネル展示、マイクロチップ読取体験、ふれあい事業)を実施。

【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計10回)及び市民向けセミナー(計1回)及びボランティア交流会(計9回)、本市主催のもと、動物愛護推進研修会(1回)、健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)、出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)及び動物取扱責任者研修会(1回)を開催

＜令和5年度＞

【R5.4～R6.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計27回)及び市民向けセミナー(計5回)及び写真展等の事業(計4回)、本市主催のもと、健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)、出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)及び動物愛護に関するイベント(2回)を開催

＜令和6年度＞

【R6.4】動物愛護体験学習センターにおいて、出張型ワンちゃんのふれあい事業(1回)を開催、市長が現場を視察

【R6.4～R7.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計24回)及び写真展(計16回)及びセミナー(4回)を実施し、本市主催のもと、健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)及びおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室(3回)を実施

【R6.6】施設で使用する備品(大型ディスプレイ)を整備

＜令和7年度＞

【R7.4～6】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計6回)及び写真展(計14回)及びセミナー(1回)を実施し、本市主催のもと、おおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室(1回)を実施

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目8: ペットにかかる災害時対策

《関係所属: 健康局・危機管理室・区役所》

- (1) ペットとの避難対策の構築
- (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築

取組方針

(1) 災害時の対応としては、基本的には「自助」であり、ペットに関する支援を受けることが困難になると想定されるため、飼い主自身が普段から餌やケア用品を備蓄しておくことに加え、他の被災者とトラブルにならないよう、ペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。
また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持っている人と共同生活を送ることとなるため、ルールを決めておくことが重要であることから、避難所を運営する避難所運営委員会等で協議できるよう、関係所属で連携して取り組むこととする。

- (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制について構築する。

H29年度からR6年度の取組み

(1) 平成29年5月に「避難所・開設運営ガイドライン」を改訂し、「ペットへの対応」について記述を掲載した。また、令和2年2月に各区防災担当へ災害時避難所でのペット対策に関する状況調査アンケートを実施し、現状の把握を行った。
令和7年3月には、令和6年能登半島地震を踏まえた本市の防災対策に関する課題を踏まえ、区長会議のワーキングでの議論を経て「避難所開設・運営ガイドライン」の改訂を行い、新たに「災害時のペット対策(ペット同行避難対応ガイドライン)」及び「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル」を策定した。

(2) 平成30年6月に自治体や獣医師会等の団体に構成する大阪府災害時等動物救護連絡会議において、大阪府災害対策本部の設置と同時に大阪府災害時等動物救護本部を設置することなどについて協議し、大阪府災害時等動物救護対策要綱の改定が行われた。
平成30年11月に大阪市動物愛護推進員へ本市の災害時対応等の協力についてアンケートを実施したほか、令和元年5月にペット動物の防災対策について大阪市動物愛護推進員の研修を実施した。
令和2年3月に大阪府下の関係自治体と意見交換を行い、「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」が作成された。

R7年度の取組み

- (1) 避難所におけるペットへの対応について、各種情報を各区と共有する。
- (2) 引き続き本市による現状を踏まえ、協力内容について検討する。

R8年度以降の取組み

- (1) 避難所におけるペットへの対応について、引き続き各種情報を各区と共有する。
- (2) 引き続き本市による現状を踏まえ、協力内容について検討する。

これまでの具体的な取組み

(1) <平成29年度>

【H29.4】飼養者の日常の備えについて、HPに掲載

【H29.5】「避難所開設・運営ガイドライン」を改訂(危機管理室)

<平成30年度・令和元年度>

【H30.9～R2.3】大阪府北部地震や台風対応を受けて、安全環境防災部会を中心とする区ワーキンググループにて、議論を継続して実施(危機管理室)

【R2.2】各区防災担当あて、災害時避難所におけるペット対策の状況調査アンケートを実施(24区中23区がペットの同行避難を想定していたが、ペットの保管場所や保管ルールは6割以上が未定)

<令和2年度>

【R2.6～9】健康局を通じて環境省から送付された災害発生時のペット同行避難に関する資料を各区に情報提供をし、周知を図っている。(危機管理室)

【R3.3】「避難所開設・運営ガイドライン」を改訂(危機管理室)

<令和3年度>

【R3.10】ペットのための防災対策について、HPに掲載

【R3.11】大阪市防災アプリのリンク集にペット防災関係のページを追加(危機管理室)

<令和4年度>

【R4.4～5】大阪府から情報提供された、八尾市役所が開催するペット同伴車両避難訓練の参加案内を各区へ周知し、希望した住之江区が訓練に参加(危機管理室)

【R5.1】健康局を通じて大阪経済大学から情報提供のあった、災害発生時のペット同行避難に関する資料を各区に情報提供(危機管理室)

<令和5年度>

【R5.10】ペット同行避難に関する広報ポスターを作成し、動物病院、ペットショップ等動物取扱業者に配布を行った。(危機管理室・健康局)

<令和6年度>

【R6.9】ペット同行避難に関する広報ポスターを作成し、動物病院に配布を行った。(危機管理室・健康局)

【R6.11】大阪府主催の「ペット防災に係る勉強会」に参加(健康局、淀川区、浪速区、大正区)

【R7.1】動物愛護推進員研修において外部講師によるペット防災対策に関する講演会を実施した。

【R7.3】「避難所開設・運営ガイドライン」の改訂を行い、新たに危機管理室・区役所・健康局において「災害時のペット対策(ペット同行避難対応ガイドライン)」及び「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル」を策定し、HPに掲載。(危機管理室)

(2) <平成30年度>

【H30.6】大阪府災害時等動物救護連絡会議において、大阪府災害対策本部の設置と同時に大阪府災害時等動物救護本部を設置することなどについて協議し、大阪府災害時等動物救護対策要綱の改定が行われた。

【H30.11】動物愛護推進員28名へアンケートを実施(⇒結果:災害時対応等に協力できる人数を確認。災害時対応14名)

<令和元年度>

【R1.5】動物愛護推進員研修においてペット動物の防災対策についての研修を実施

【R2.3】大阪府及び府下の政令市及び中核市と意見交換を実施し、「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」を作成

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目9:動物愛護関連事業寄附金の活用

《関係所属:健康局・政策企画室・デジタル統括室》

取組方針

動物愛護関連事業寄附金については、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みに活用することを明確にし、広報活動の充実に努めるとともに、動物愛護関連事業寄附金を活用した事業展開が計画的かつ効率的に実施できる方策について、検討・実施していく。また、新たな事業実施や事業拡大にあたっては、当該計画段階において、必要に応じて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても検討する。

H29年度からR6年度の取組み

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを印刷した「大阪市ふるさと寄附金」募集リーフレットを作成・配布したほか、令和元年7月に振込用紙を兼ねた寄附金募集チラシを作成・配布した。
また、平成29年7月のキックオフイベントをはじめ、おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント等で寄附金募集の周知を実施した。
平成30年4月から「大阪市動物愛護管理施策推進基金」を創設したほか、令和元年9月から大阪市獣医師会においてグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏がデザインしたチャリティーTシャツの販売を開始した。
令和6年10月からふるさと納税サイトを通じた寄附金募集を開始した。

・動物愛護関連事業寄附金額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄附金額	5,656,500	3,850,981	15,157,812	37,581,320	6,847,054	6,218,630	4,204,089	36,259,677

・チャリティーTシャツ販売実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
チャリティーTシャツ販売枚数	213	28	31	11	115	15

・おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場	大阪市立 自然史博物館	イオンモール 鶴見緑地	大阪市 中央公会堂	道頓堀トンボリ ステーション	実績なし	動物愛護体験 学習センター	大阪市役所	実績なし
内容	委嘱式・講演	トークイベント	講演	動画配信		開所式・ 応援メッセージ	委嘱式・ 市長対談 (動画配信)	
参加者数	約160名	約600名	約680名	(約680回放映)		約40名	-	

(※令和6年度は大阪・関西万博会場内で放映する動画の撮影を依頼)

R7年度の取組み

引き続き納付書を兼ねた周知チラシを作成・配布したほか、動物愛護事業の促進を目的とした広報を実施する。

R8年度以降の取組み

引き続き納付書を兼ねた周知チラシを作成・配布したほか、動物愛護事業の促進を目的とした広報を実施する。

これまでの具体的な取組み

＜平成29年度＞

- 【H29.8】健康局HPふるさと寄附金募集コンテンツにサブタイトル「理由なき殺処分ゼロを目指して」を追加
- 【H29.7～10】サマーキャンペーンを実施(7・8月の寄附件数及び寄附金額については前年の約5倍を達成)
- 【H30.3】大阪市動物愛護管理施策推進基金条例を制定

＜平成30年度＞

- 【H30.4】大阪市動物愛護管理施策推進基金を設立
- 【H30.6】週刊誌に寄附金募集の紹介記事が掲載
- 【H30.6～H31.2】「熱中症予防強化月間」関連イベント、イオンモール鶴見緑地、住之江まつり、ナニワ区民まつり、すみよし区民まつり、天王寺動物園、動物愛護フェスティバルin大阪城公園、市立美術館前において寄附金募集チラシを配布
- 【H30.7】「ONE LOVEプロジェクト」HPサイト環境省コラム『知りたい動物愛護への取り組み』に寄附金募集の紹介記事が掲載
- 【H30.7】イオンモール鶴見緑地において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントを実施

＜令和元年度＞

【H31.4～R2.3】花博記念公園鶴見緑地、地下鉄22駅、住之江区民まつり、動物愛護フェスティバルin中央公会堂、西区民まつり、西成区民まつり、動物愛護フェスティバルin大阪城公園、中央図書館が開催した猫の写真展において寄附金募集チラシを配布

【R1.7】振込用紙を兼ねた寄附金募集チラシを作成

【R1.9】大阪市獣医師会においてグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツ販売を開始

＜令和2年度＞

【R2.10】トンボリステーションにて寄附金募集の内容を含む動画を放映

＜令和3年度＞

【R3.6】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

＜令和4年度＞

【R4.5】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにて寄附金募集チラシを配布

【R4.11】大阪市東京事務所のHPに「大阪市動物愛護関連事業寄附金の募集」のページを作成

＜令和5年度＞

【R5.5】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

【R5.6～R6.3】動物愛護体験学習センター、地下鉄大阪メトロ22駅、動物愛護フェスティバルin中央公会堂、西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりにて寄附金募集チラシを配布

＜令和6年度＞

【R6.6】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

【R6.9～R6.12】動物愛護フェスティバルin中央公会堂、動物愛護フェスティバルin大阪城公園、生野区民まつり、城東区民まつり、地下鉄大阪メトロ22駅にて寄附金募集チラシを配布

【R6.10】ふるさと納税サイトを通じた寄附金募集を開始

【R7.3】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目10: 動物愛護推進員制度の再構築

《関係所属: 健康局》

取組方針

大阪市動物愛護推進員については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、平成15年度に設置している。「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するにあたって、地域における動物愛護の熱意と見識を有する推進員の経験・知識が非常に有用であることから、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行う。

H29年度からR6年度の取組み

平成29年7月及び平成30年1月に政令指定都市や大阪府における動物愛護推進員の活動内容を確認した。平成30年11月に動物愛護推進員へアンケート調査を実施し、その結果をもとに、平成31年4月に動物愛護推進員による市民を対象とした犬猫の飼い方相談を実施したほか、同年7月に動物愛護推進員による職員を対象とした研修を実施した。
令和2年10月に動物愛護推進員の拡充を目的として「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改定した。
令和3年度動物愛護推進員を増員(28名→36名)。

R7年度の取組み

任期(2年)満了に伴い、新たに動物愛護推進員を任命する。また、動物愛護推進員に対して本市施策を推進するために何が必要となるかといったアンケートを取るとともに、動物愛護推進員を通じてボランティア等から情報収集を行い、各種の市民相談対応の充実を図る。

R8年度以降の取組み

引き続き動物愛護推進員を通じてボランティア等から情報収集を行い、各種の市民相談対応の充実を図る。

これまでの具体的な取組み

＜平成29年度＞

【H29.7】動物愛護推進員の活動内容等に関する政令指定都市調査を実施(⇒結果: 自治体施策への協力や啓発活動が主。一部で情操教育講師か地域猫活動のコーディネートを依頼している自治体あり)

【H30.1】動物愛護推進員の活動内容等に関する大阪府の状況を確認(⇒結果: 動物愛護推進員に活動報告を義務付け)

【H30.2】動物愛護推進員研修を実施し、大阪府で作成した推進員活動用のビラを配布

【H30.3】動物愛護推進員と協働でふれあい事業を開催: 天王寺動物園

＜平成30年度＞

【H30.11】動物愛護推進員28名へアンケートを実施(⇒結果: 各種市民相談に協力できる人数を確認。飼い方に関する相談 17名、引取りに関する相談 10名、多頭飼育に関する相談 2名、街ねこに関する相談 11名)

【H31.3】動物愛護推進員研修を実施し、行動計画の進捗状況を説明

＜令和元年度＞

【H31.4】動物愛護推進員と協働で犬猫の飼い方相談を実施: 花博記念公園鶴見緑地

【R1.5】動物愛護推進員研修を実施し、大阪府・大阪市の活動事例を紹介

【R1.7】動物愛護推進員と協働で健康局及び建設局合同職員研修を実施

＜令和2年度＞

【R2.6】各区に動物愛護活動に取組んでいる市民ボランティアに関するアンケート調査を実施(⇒結果: 各区とも市民ボランティアを把握しておらず)

【R2.10】動物愛護推進員の拡充を目的として「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改定

【R2.12】動物愛護推進員研修を実施し、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正、行動計画の進捗状況、「大阪府災害時等動物救護活動マニュアル」の策定、「大阪府動物愛護管理推進計画」の改定等について紹介。(新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、書面による開催)

＜令和3年度＞

【R3.4】28名から36名に増員した新たな動物愛護推進員体制で活動開始

【R3.12】動物愛護推進員研修を実施し、行動計画の進捗状況、「大阪市動物愛護推進員設置要領」の一部改正、「大阪府動物愛護管理推進計画」の改定等について紹介。また多頭飼育対策に関する動画視聴による研修を実施するとともに、多頭飼育対策に関するアンケートを実施。(新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、書面による開催)

＜令和4年度＞

【R5.2】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに意見交換を行った。

＜令和5年度＞

【R5.9】施設見学希望の市民1名に対し、施設の案内及び動物愛護推進員制度の説明を行った。

【R6.3】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに外部講師による講演会及び意見交換を行った。

＜令和6年度＞

【R7.1】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに外部講師による講演会及び意見交換を行った。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目11:市営住宅敷地内における猫対策

《関係所属:健康局・都市整備局》

取組方針

動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切(無責任)な餌やりにより周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。

H29年度からR6年度の取組み

入居者に配付している「住宅だより」を通じて敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った(都市整備局)。
市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった住宅について、住宅管理センターによるポスター掲示を行った(都市整備局)。
市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりを行っていた入居者について、自宅訪問により注意喚起を行った(都市整備局)。
令和3年9月から市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施を開始した。

R7年度の取組み

市営住宅敷地内で野良猫に対する無責任な餌やりの苦情があった場合は、各住宅管理センターによるポスター掲示を行う。(都市整備局)
市営住宅敷地内で入居者が野良猫に対する無責任な餌やりを行っていた場合には、自宅訪問により注意喚起を行う。(都市整備局)
引き続き、市営住宅敷地内での街ねこ活動(モデル実施)の調整、事業化に向けた検証を行う。(都市整備局)

R8年度以降の取組み

市営住宅敷地内で野良猫に対する無責任な餌やりの苦情があった場合は、各住宅管理センターによるポスター掲示を行う。(都市整備局)
市営住宅敷地内で入居者が野良猫に対する無責任な餌やりを行っていた場合には、自宅訪問により注意喚起を行う。(都市整備局)
引き続き、市営住宅敷地内での街ねこ活動(モデル実施)の調整、事業化に向けた検証を行う。(都市整備局)

これまでの具体的な取組み

<平成30年度>

【H30.4～H31.3】市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった場合、当該団地内にポスターを掲示。入居者による餌やりであることが特定できる場合は自宅訪問により注意喚起を実施。(都市整備局)

【H30.7、12】「住宅だより」を発行し、入居者に対して敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った。(都市整備局)

<令和元年度>

【H31.4～R2.3】市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった場合、当該団地内にポスターを掲示。入居者による餌やりであることが特定できる場合は自宅訪問により注意喚起を実施。(都市整備局)

【R1.7、12】入居者に配付している「住宅だより」を通じて敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った。(都市整備局)

【R2.3】市営住宅敷地内における街ねこ活動導入に向けた課題について弁護士相談を実施。(都市整備局)

<令和2年度>

【R2.4～】市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった場合、当該団地内にポスターを掲示。入居者による餌やりであることが特定できる場合は自宅訪問により注意喚起を実施。(都市整備局)

【R2.7、12】「住宅だより」を発行し、入居者に対して敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った。(都市整備局)

【R2.11】市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を策定。(都市整備局)

【R2.11、12、R3.3】街ねこ活動を実施したいという要望がある4団地について、モデル実施を打診。(都市整備局)

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】街ねこ活動を実施したいという要望がある4団地の内、1団地について、実施届(所有者不明猫適正管理推進地区指定通知書及び合意書(入居者の4分の3以上)等添付あり)の提出があり、関係局と調整の上、9月からモデル実施を開始。残りの3団地は地元自治会の協力・調整が整わないなど実施に至っていない。(都市整備局)

<令和4年度>

【R4.4～R5.3】街ねこ活動を実施したいという要望(4団地)があり、活動団体へ事業説明を行ったが、地元自治会の協力・調整が整わないなど実施に至っていない。(都市整備局)

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】街ねこ活動を実施したいという要望はなかった。(都市整備局)

【R6.2】市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を改訂(都市整備局)

<令和6年度>

【R6.4～R7.3】街ねこ活動を実施したいという要望はなかった。(都市整備局)

【R6.7】「街ねこ活動のモデル実施」に関するリーフレットを各住宅管理センターの窓口に設置し、入居者に対して周知を行った。

<令和7年度>

【R7.4～R7.6】街ねこ活動を実施したいという要望はなかった。(都市整備局)

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.6現在)

項目12: おおさかワンニャンセンターの機能向上

《関係所属: 健康局》

取組方針

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する業務を担うおおさかワンニャンセンターについては、庁舎建築以降相当年数が経過していることから、設備の老朽化が著しく、多数の不良箇所がある。設備の破損は、人的被害や施設機能停止、収容動物の逸走に繋がる恐れがあるとともに、動物愛護の観点からも必要な改修を計画・実行していく。また、おおさかワンニャンセンターの施設位置が分かりにくいこと、単に殺処分を行う場所との誤ったイメージを払拭しうる取組みを実施していく。

H29年度からR6年度の取組み

平成29年度におおさかワンニャンセンターにおいて猫室を改修し、平成30年度に犬舎、門扉、フェンスの改修と職員ユニフォームやのぼりの作成を行ったほか、令和元年6月に犬舎に空調設備を設置した。また、平成30年4月から新設した猫とのふれあいスペースを利用したふれあい事業を開始した。令和2年度に寄贈いただいた移動式活性炭脱臭装置を犬舎に設置した。また、動物愛護関連事業寄附金の活用により、ドッグランを設置した。令和3年度に本館及び保護室の屋根を補修した。

・おおさかワンニャンセンター見学者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設見学者数	281	413	369	135	147	153	190	226

・ふれあい事業参加者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来所参加者数	142	233	280	0	0	38	21	40

(※令和2年度、令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。)

R7年度の取組み

おおさかワンニャンセンターについて、周知していくとともに、引き続き必要な改修を計画・実行していく。

R8年度以降の取組み

おおさかワンニャンセンターについて、周知していくとともに、引き続き必要な改修を計画・実行していく。

これまでの具体的な取組み

＜平成29年度＞

【H29.6～H30.3】猫室を改修(譲渡猫の収容スペース、猫とのふれあいスペース及び猫の診療室を設置)

【H29.8】杉本おおさかワンニャン特別大使によるおおさかワンニャンセンターの視察

＜平成30年度＞

【H30.4】おおさかワンニャンセンター職員ユニフォームを製作

【H30.4～】新設した猫とのふれあいスペースの供用を開始

【H30.5～】ツイッター、フェイスブックに加えインスタグラムにより猫とのふれあい事業の紹介を開始

【H30.6】おおさかワンニャンセンターにのぼりを設置

【H30.7】杉本おおさかワンニャン特別大使によるおおさかワンニャンセンターの視察

【H31.2～3】犬舎、門扉、フェンスを改修(犬舎を個別管理できる設備に改修、センターの門扉及びフェンスを親しみやすいデザインに変更)

【H31.3】動物愛護推進員によるおおさかワンニャンセンターの見学

＜令和元年度＞

【R1.6】犬舎に空調設備を設置

【R1.8】収容犬のドッグラン設置を計画

＜令和2年度＞

【R2.4】ドッグラン設置を予算化

【R2.8】犬舎に移動式活性炭脱臭装置を追加設置

【R3.3】ドッグラン竣工

＜令和3年度＞

【R3.4】本館及び保護室の屋根改修を予算化

【R3.11】ツイッター、フェイスブック、インスタグラムの発信方法について従来よりも譲渡動物の写真を多用し、また画像編集ソフトや絵文字を活用した内容に改善

【R4.2】本館及び保護室の屋根の補修を実施

＜令和4年度＞

【R4.9】動物管理センターの施設紹介ムービー及び譲渡動物紹介ムービーを作成

【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてふれあい事業、パネル展示及び譲渡動物紹介ムービー放映を実施

【R4.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業及びパネル展示を実施

【R4.12】出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターの企画・HP掲載

【R4.12】こども青少年局を通じて市内の私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

＜令和5年度＞

【R5.6】こども青少年局を通じて市内の私立保育園等に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業及びパネル展示を実施

＜令和6年度＞

【R6.4】こども青少年局を通じて市内の私立保育園等に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

＜令和7年度＞

【R7.4】こども青少年局を通じて市内の私立保育園等に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知